

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開に係る標準事務処理マニュアルの送付について

計73枚（本紙を除く）

Vol.308

平成25年1月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971）
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡

平成25年1月31日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物
設置事業」の全国展開に係る標準事務処理マニュアルの送付について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物
設置事業」の全国展開については、「構造改革特別区域における「特別養護老人
ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年
3月30日付け老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）により周知を行っ
たところですが、今般、消防庁予防課から、標準事務処理マニュアルについて、
別添のとおり情報提供がありましたので、送付いたします。

つきましては、業務の参考とするとともに、管内市町村（特別区を含む。）を
はじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

事 務 連 絡
平成25年1月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課
振 興 課 御中
老人保健課

消 防 庁 予 防 課

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開に係る標準事務処理マニュアルの送付について

平素から、消防行政の推進に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開については、平成24年3月30日付け老発0330第3号により各消防本部において運用しているところでありますが、この度、全国消防長会において別添のとおり標準事務処理マニュアルが作成されました。

つきましては、その内容について貴省の都道府県関係部局等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、本マニュアルについては、全国消防長会ホームページ(<http://www.fcj.gr.jp/>)にも掲載しておりますので併せて申し添えます。

【連絡先】

消防庁予防課

齋藤・亀山

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

e-mail：a.kameyama@soumu.go.jp

別 添

事 務 連 絡
平成25年1月29日

消防庁
予防課長 渡邊 洋己 殿

全国消防長会
事務総長 坂井 秀司

標準事務処理マニュアルの作成について（情報提供）

構造改革特別区域における特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業が全国展開されたことに伴い、全国消防長会予防委員会において検討した結果、各消防本部が対応可能な事務処理体制や具体的な判断基準を構築するため、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業の全国展開について（平成24年3月30日付け消防予第130号予防課長通知）」に対する標準事務処理マニュアルを取りまとめました。

つきましては、特別養護老人ホーム等の事業者や福祉部局に対し、統一的な対応を行うため、本マニュアルを業務の参考とするよう、各消防長あて別添えのとおり通知するとともに、当会ホームページ（<http://www.fcj.gr.jp/>）にデーターを掲載しましたので、お知らせいたします。

・別添

「平成25年1月29日付け全消発第351号 全国消防長会会長通知」

問合せ先
全国消防長会
事業管理課 秋葉・山中
電話 03-3234-1321
F A X 03-3234-1847
E-mail jigyo-2@fcj.gr.jp

標準事務処理マニュアル

〔構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について(平成24年3月30日消防予第130号予防課長通知)〕

全国消防長会予防委員会

— 目 次 —

1	背景	P 1
2	経過	P 2
3	事務処理	P 3
4	審査要領	P 5
5	各種様式	P 6
6	覚書（例）	P 2 1

別 記

	避難時間算定要領	P 2 3
--	----------	-------	-------

参考資料

	構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について(平成24年3月30日消防予第130号予防課長通知)		P 3 8
--	--	--	-------

1 背景

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、厚生労働省の所管する法令により、原則として耐火建築物でなければならないこととされていたが、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく特例措置として、一定の要件の下で、2階及び地階に居室等を設ける場合等にも準耐火建築物とすることが認められていたところである。

今般、当該特例措置について、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部決定）において全国展開することとされたことに伴い、特別養護老人ホーム等が、消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める等の一定の要件を満たしている場合には、2階及び地階に居室がある場合等でも準耐火建築物とすることを可能とする厚生労働省令の改正が平成24年3月30日に行われた。

これらの状況を踏まえ、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面に係る事務処理等について協議を行い、標準事務処理等マニュアルを作成することとなったものである。

2 経過

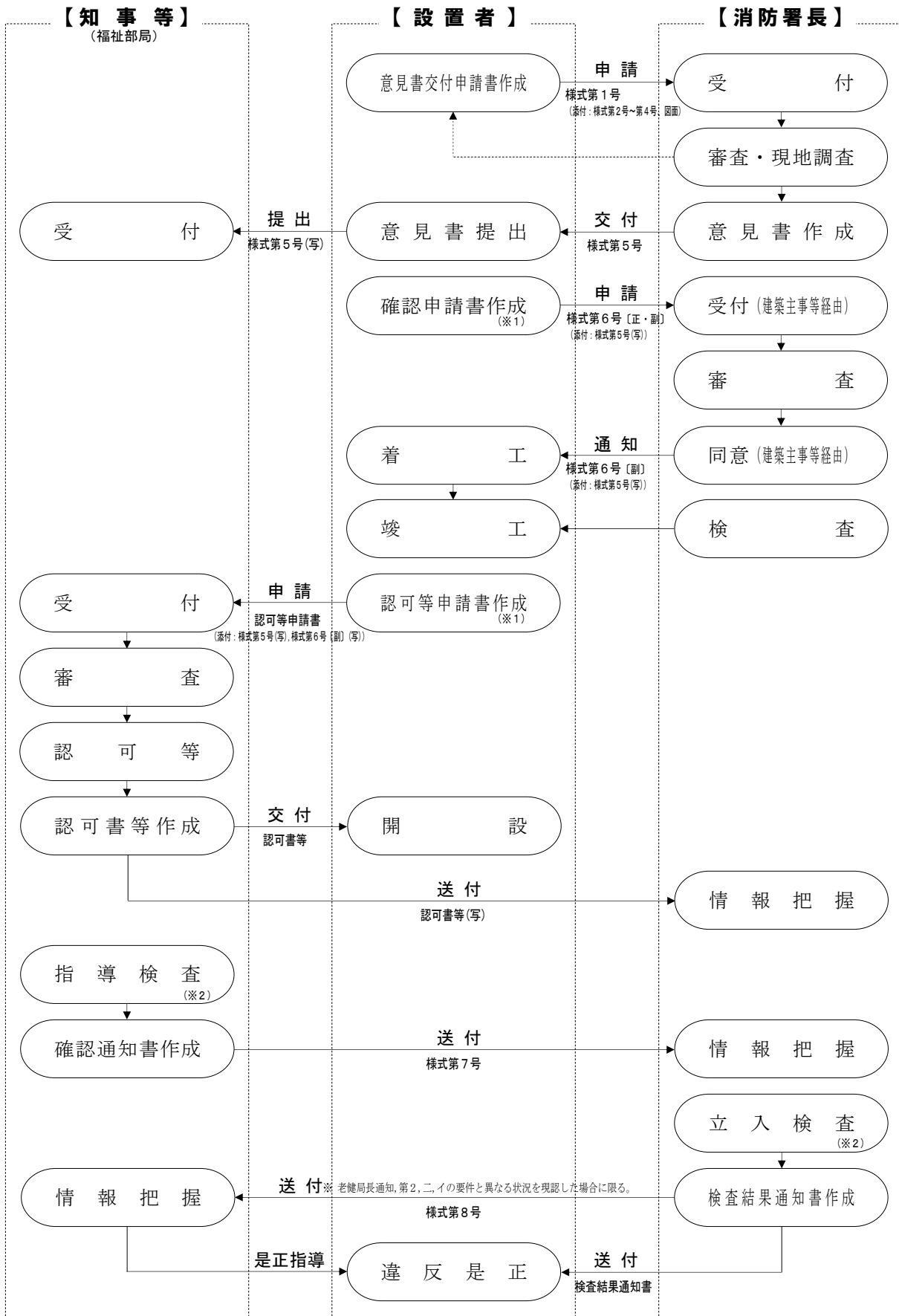
	概要
平成18年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地域（特区）において規制の特例措置を開始 一部の地域（特区）で2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする取扱いが始まる。
平成23年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の全国展開を決定（構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）） 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」により、一部の地域（特区）に限られていた特例措置の取扱いを全国展開することとされた。
平成24年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省令等の改正省令が公布・施行 「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第53号）」が公布され、同日付けで施行される。 消防庁から予防課長通知が発出（「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日消防予第130号予防課長。以下「消防庁予防課長通知」という。）） 厚生労働省から老健局長通知が発出
平成24年 5月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 四都市（千葉、横浜、川崎、東京）予防行政連絡会を開催 事務処理等の取扱いが協議される。
平成24年 8月22日	<ul style="list-style-type: none"> 四都市（千葉、横浜、川崎、東京）予防行政実務者連絡会を開催 事務処理等の取扱いが協議される。
平成24年 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会予防委員会開催に伴うアンケート調査を実施 消防庁予防課長通知の運用について、全国消防長会予防委員会より全消防本部に対してアンケート調査が実施される。
平成24年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会予防委員会を開催 消防庁予防課長通知及び老健局長通知に係る事務処理等の取扱いについて協議を行うため、小委員会を設置することが決定される。
平成24年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会予防委員会第1回構造改革特別区域における特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業の全国展開に係る検討小委員会を開催 消防庁予防課長通知及び老健局長通知に係る事務処理等の取扱いについて協議される。

3 事務処理

老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の交付に係る事務処理は、次によるものとする（事務処理フロー参照）。

- (1) 特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の受領を希望する場合は、別記様式第1号の意見書交付申請書、別記様式第2号の避難計算確認書、別記様式第3号の同意書（近隣協力者）（近隣協力者がいる場合に限る。）、別記様式第4号の同意書（代替介助者）（代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面（以下「意見書交付申請書類」という。）を作成し、消防署長（消防長及び消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 消防署長は、前(1)により意見書交付申請書類を受け付けた場合は、当該意見書交付申請書類の内容審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、別記様式第5号の意見書（以下「意見書」という。）を作成して設置者に交付するものとする。
- (3) 設置者は、前(2)により意見書の交付を受けた場合は、意見書の写しを知事等（都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (4) 設置者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づき確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する場合は、意見書の写しを添付した別記様式第6号の避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（以下「予定書」という。）を作成し、消防署長に2部〔正本・副本〕提出するものとする（設置者が提出する予定書〔正本・副本〕及び消防署長が交付する予定書〔副本〕にあっては、確認申請書に当該予定書を添付することにより提出・交付することができるものとする。）。
- (5) 設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第15条又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第41条、第53条若しくは第94条に基づく認可等の申請を行う場合は、意見書の写し及び予定書〔副本〕の写しを添付するものとする。
- (6) 知事等は、認可等を行った場合は、速やかに認可書等の写しを消防署長に送付するものとする。
- (7) 知事等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法又は介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の指導検査（以下「指導検査」という。）を実施した場合は、速やかに別記様式第7号の避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書（以下「確認通知書」という。）を消防署長に送付するものとする。
- (8) 消防署長は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第4条に基づく立入検査等により、老健局長通知、第2、二、イに規定する要件と異なる状況を現認した場合は、速やかに別記様式第8号の要件不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を知事等に送付するものとする。
- (9) 知事等は、前(8)により違反が確認された施設の設置者に対して是正を指導するものとする。

事務処理フロー



(※1) 「認可等申請書作成」と「確認申請書作成」は、順番が前後することがあります。

(※2) 「指導検査」と「立入検査」は、順番が前後することがあります。

4 審査要領

前3、(2)の内容審査は、別記「避難時間算定要領」、第2、1から3までにより避難時間を算定した結果、別記「避難時間算定要領」、第2、4に適合するの否かについて審査するものとする。

5 各種様式

(日本工業規格A列4番)

別記様式第1号

意見書交付申請書

年 月 日					
消防長（消防署長）（市町村長）殿					
申請者 住 所 氏 名					
㊟					
下記の防火対象物について、準耐火建築物とするために「相談に関する意見」を記した書面の交付を申請します。					
記					
1 名 称（防火対象物の名称）					
2 所 在 地（防火対象物の所在地）					
3 用 途					
4 根拠条文					
(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号					
(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第○条第○項第○号					
(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号					
(4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第○条第○項第○号					
受付欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 交 付 番 号 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 交 付 年 月 日 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	交 付 番 号		交 付 年 月 日	
交 付 番 号					
交 付 年 月 日					

- 備考 1 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 2 避難計算確認書、同意書（近隣協力者、代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面を添付すること。
- 3 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付すこと。

(表)

(日本工業規格A列4番)

別記様式第2号(その1)

避難計算確認書

名 称			
所 在			
床面積合計	() m ²		
要保護者人数	() 人		
従業者等人数	最多 [時 分～ 時 分] () 人 最少 [時 分～ 時 分] () 人		
従業者待機場所	<input type="checkbox"/> 受信機等設置場所 <input type="checkbox"/> その他		
近隣協力者人数	() 人		
消防用設備等	① 自動火災報知設備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
ストレッチャー・担架等使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	基 準	計 画	図 面 番 号
判 定	各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて、防火対象物からの避難所要時間が避難限界時間を超えない。		
	各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて、火災室からの避難所要時間が当該居室の基準時間を超えない。		
	自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている。		
	ストレッチャー、担架等(車椅子を除く。)を用いて介助を行う場合には、従業者等が2名以上確保されている。		
近隣協力者等の駆けつけ時間	① 2 [分] ≥ 歩行距離 [m] ÷ 80 [m/分] ② 2 [分] ≥ 歩行距離 [m] ÷ 250 [m/分]		
副受信機等	近隣協力者・代替介助者の居所に副受信機等が設置されている。		
近隣協力者等の同意	近隣協力者本人・代替介助者本人の同意がある。(同意書がある。)		
近隣協力者等の要件明記	関連図書に必要事項(①近隣協力者本人・代替介助者本人の同意がある旨、②火災発生時の活動範囲、③不在時における代替介助者の確保方策、④その他必要な事項)が記載されている。		
代替介助者の確保	近隣協力者1人につき代替介助者(近隣協力者に準ずる者に限る。)1人以上を確保している。		
その他必要事項			

(裏)

- 備考 1 基準欄の内容は、要約したものですから、細部については「避難時間算定要領」を必ず確認してください。
- 2 基準の適合状況等が確認できる図面、事業計画等を添付してください。
- 3 床面積合計欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用途に供される部分の床面積の合計を記入してください。
- 4 要保護者人数欄には、要保護者（特別養護老人ホーム等に入所している高齢者、障害者等をいう。）の合計人数を記入してください。
- 5 従業者等人数欄には、従業者等（特別養護老人ホーム等に勤務する職員（臨時職員を含む。）等をいう。）の人数を記入してください。
- 6 従業者待機場所欄には、従業者等が受信機等設置場所に常時待機している場合は「受信機等設置場所」の□にレ点、一時でも受信機等設置場所以外に待機することがある場合は「その他」の□にレ点を記入してください。
- 7 近隣協力者人数欄には、近隣協力者（特別養護老人ホーム等に併設されている関連施設の関係者、特別養護老人ホーム等の近隣に居住する特別養護老人ホーム等関係者、特別養護老人ホーム等と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。）の人数を記入してください。
- 8 消防用設備等欄には、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置している場合は「有」の□にレ点、設置していない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- 9 ストレッチャー・担架等使用欄には、ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う要保護者がいる場合は「有」の□にレ点、当該要保護者がいない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- 10 近隣協力者等の駆けつけ時間欄は、徒歩で駆けつける場合は①式、自転車で駆けつける場合は②式に適合するようにしてください。（各式の歩行距離は、別記様式第2号（その3）の歩行距離をいう。）
- 11 近隣協力者等の駆けつけ時間欄、副受信機欄、近隣協力者の同意欄、近隣協力者の要件明記欄及び代替介助者の確保欄は、近隣協力者・代替介助者を確保している特別養護老人ホーム等の場合のみ記入してください。
- 12 計画欄には、要件に適合するものには○印、適合しないものには×印、該当がない場合は斜線を記入してください。
- 13 図面番号欄には、基準の適合状況等が確認できるように、添付した設計図書等の図面番号を記入してください。

(表)

(日本工業規格A列4番)

別記様式第2号(その2)

避難計算確認書

	階	室番号等	避難介助者の施設内 駆けつけ距離		要保護者の介助付き移動距離				
			水平距離 (m)	階段距離 (m) 〔上り/下り〕	水平距離 (m)				階段距離 (m) 〔上り/下り〕
					同階	介護状況	他階	介護状況	
1				〔上・下〕					〔上・下〕
2				〔上・下〕					〔上・下〕
3				〔上・下〕					〔上・下〕
4				〔上・下〕					〔上・下〕
5				〔上・下〕					〔上・下〕
6				〔上・下〕					〔上・下〕
7				〔上・下〕					〔上・下〕
8				〔上・下〕					〔上・下〕
9				〔上・下〕					〔上・下〕
10				〔上・下〕					〔上・下〕
11				〔上・下〕					〔上・下〕
12				〔上・下〕					〔上・下〕
13				〔上・下〕					〔上・下〕
14				〔上・下〕					〔上・下〕
15				〔上・下〕					〔上・下〕
16				〔上・下〕					〔上・下〕
17				〔上・下〕					〔上・下〕
18				〔上・下〕					〔上・下〕
19				〔上・下〕					〔上・下〕
20				〔上・下〕					〔上・下〕
21				〔上・下〕					〔上・下〕
22				〔上・下〕					〔上・下〕
23				〔上・下〕					〔上・下〕
24				〔上・下〕					〔上・下〕
25				〔上・下〕					〔上・下〕
26				〔上・下〕					〔上・下〕
27				〔上・下〕					〔上・下〕
28				〔上・下〕					〔上・下〕
29				〔上・下〕					〔上・下〕
30				〔上・下〕					〔上・下〕
31				〔上・下〕					〔上・下〕
32				〔上・下〕					〔上・下〕
33				〔上・下〕					〔上・下〕
34				〔上・下〕					〔上・下〕
35				〔上・下〕					〔上・下〕

(裏)

- 備考 1 本様式は、施設内の各居室がそれぞれ火災室になった場合を想定し、想定火災室ごとに1枚作成してください。
- 2 想定火災室とした居室の番号欄を○で囲んでください。
- 3 階欄には、要保護者の居室が存する階を記入してください。
- 4 室番号等欄には、要保護者の居室の室番号、室名等を記入してください。
- 5 避難介助者の施設内駆けつけ距離欄の水平距離 (m) には、避難介助者が施設内を駆けつける際の水平部分 (居室、廊下等) の移動距離を記入してください。
なお、想定火災室については、従業者等の待機場所から従業者等が駆けつける際の水平部分 (居室、廊下等) の移動距離を記入することとし、従業者等が複数いる場合は、平均値としてください。
- 6 避難介助者の施設内駆けつけ距離欄の階段距離 (m) [上り/下り] には、避難介助者が施設内を駆けつける際の階段部分 (傾斜路を含む。) の移動距離及び上り・下りの別 (該当するものを○で囲む。) を記入してください。(※踊場部分を除く階段、傾斜路等の部分は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。)
なお、想定火災室については、従業者等の待機場所から従業者等が駆けつける際の階段部分の移動距離を記入することとし、従業者等が複数いる場合は、平均値としてください (上り、下りごとに併記)。
- 7 要保護者の介助付き移動距離欄の水平距離 (m) には、要保護者が避難介助者の介助によって施設内を避難する際の水平部分 (居室、廊下等) の移動距離を記入してください。
なお、要保護者の居室が存する階と同じ階における水平距離は「同階」欄に、要保護者の居室が存する階と異なる階における水平距離は「他階」欄に当該移動距離を記入してください。
- 8 介護状態欄には、次の凡例に従って、介護状態の番号を記入してください。
[凡例] ① 手つなぎ、腕組みにより介助
② 背負いにより介助
③ 担架により介助
④ 車椅子により介助
⑤ ストレッチャーにより介助
- 9 要保護者の介助付き移動距離欄の階段距離 (m) [上り/下り] には、要保護者が避難介助者の介助によって施設内を避難する際の階段部分 (傾斜路を含む。) の移動距離及び上り・下りの別 (該当するものを○で囲む。) を記入してください。(※踊場部分を除く階段、傾斜路等部分の距離は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。)
- 10 各距離は、単位をメートルとし、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入してください。

(表)

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記様式第 2 号 (その 3)

避難計算確認書

近隣協力者・代替介助者関係						
	近隣協力者			代替介助者		
	歩行距離 (m)	駆けつけ方法		歩行距離 (m)	駆けつけ方法	近隣協力者No.
1		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	1		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
2		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	2		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
3		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	3		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
4		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	4		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
5		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	5		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
6		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	6		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
7		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	7		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
8		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	8		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
9		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	9		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
10		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	10		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
11		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	11		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
12		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	12		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
13		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	13		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
14		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	14		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
15		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	15		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
16		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	16		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
17		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	17		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
18		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	18		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
19		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	19		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
20		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	20		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
21		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	21		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
22		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	22		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
23		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	23		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
24		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	24		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
25		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	25		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
26		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	26		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
27		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	27		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
28		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	28		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
29		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	29		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
30		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	30		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
31		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	31		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
32		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	32		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
33		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	33		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
34		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	34		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
35		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	35		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	
36		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	36		<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車	

(裏)

- 備考
- 1 歩行距離欄には、近隣協力者又は代替介助者の居所から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）までの距離（単位：メートル）を記入してください。
 - 2 駆けつけ方法欄には、近隣協力者又は代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ方法について、徒歩の場合は「徒歩」の□にレ点、自転車の場合は「自転車」の□にレ点を記入してください。
 - 3 近隣協力者No.欄には、代わりとなる近隣協力者のNo.（本様式の左端のNo.）を記入してください。

(表)

別記様式第2号(その4)

(日本工業規格A列4番)

避難計算確認書

火災室関係								
	階	室番号等	内装 (壁・天井上げ)	寝具・ 布張り家具	初期消火	区画形成	火災室隣室	
							床面積 (m ²)	天井高さ (m)
1			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
2			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
3			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
4			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
5			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
6			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
7			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
8			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
9			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
10			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
11			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
12			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
13			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
14			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
15			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
16			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
17			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
18			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		
19			<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 非防災	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他		

(裏)

- 備考 1 階欄には、要保護者の居室、共用の居室等が存する階を記入してください。
- 2 室番号等欄には、要保護者の居室、共用の居室等の室番号、室名等を記入してください。
- 3 内装（壁・天井仕上げ）欄には、要保護者の居室、共用の居室等の壁、天井の室内に面する部分の仕上げについて、不燃材料の場合は「不燃」の□にレ点、準不燃材料の場合は「準不燃」の□にレ点、難燃材料の場合は「難燃」の□にレ点を記入してください。
- 4 寝具・布張り家具欄には、寝具（ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く。）、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）・布張り家具のすべてが防災性能を有するもの（（財）日本防災協会の防災製品認定委員会において認定された防災製品に限る。）である場合は「防災」の□にレ点、寝具、布張り家具のうち一つでも防災性能を有しないものがある場合は「非防災」の□にレ点を記入してください。
- 5 初期消火欄には、要保護者の居室、共用の居室等が次のいずれかに該当する場合は「有」の□にレ点、次のいずれにも該当しない場合は「無」の□にレ点を記入してください。
- ① 屋内消火栓設備が設置されている場合は、屋内消火栓設備を用いて消火することができる従業者等が、避難介助者を除き2人以上（易操作性1号消火栓、2号消火栓を設置している防火対象物の場合は、避難介助者を除き1人以上）確保されている。
- ② 火災室として想定した居室にスプリンクラー設備、住宅用下方放出型自動消火装置等が設置されている。
- 6 区画形成欄には、居室と当該居室から避難する隣接した室（廊下等）の間における区画のすべてについて、防火区画を形成している場合は「防火」の□にレ点、不燃区画を形成している場合は「不燃」の□にレ点、防火区画・不燃区画以外の区画を形成している場合は「その他」の□にレ点を記入してください。
- ※1 防火区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：準耐火構造であること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備であること。
- ※2 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされているものであること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備若しくは準不燃材料で作られた戸（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）を設けたものであること。
- ※3 上記以外の区画を形成する部分の条件は次のとおり。
- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げ等は、問わないものであること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設けたものであること。（襖、障子等による仕切りは、当該区画に含まれないものであること。）
- 7 火災室隣室欄には、居室から避難する隣接した室（廊下等）の床面積及び天井高さを記入すること。

別記様式第3号

年 月 日

同意書 (近隣協力者)

下記1の防火対象物において火災が発生したことを下記2の装置等により覚知した場合にあっては、下記3により当該防火対象物に駆けつけ、当該防火対象物に居住する要保護者の避難介助等を実施することについて同意します。

なお、自己不在時にあっては、自己の代わりに火災時に駆けつけて避難介助等を行うよう予め下記4の代替介助者へ連絡します。

住 所

電 話 ()

氏 名

㊞

記

- 1 防火対象物の名称・所在
- 2 副受信機等の設置場所
- 3 駆けつけ方法・距離
- 4 代替介助者の氏名等

- 備考
- 1 「1 防火対象物の名称・所在」欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の名称及び所在を記入してください。
 - 2 「2 副受信機等の設置場所」欄には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置の設置位置（階層、室名）を記入してください。
 - 3 「3 駆けつけ方法等」欄には、駆けつけ方法（「徒歩」・「自転車」の別）及び近隣協力者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ距離を記入してください。
 - 4 「4 代替介助者の氏名等」欄には、代替介助者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
 - 5 代替介助者の同意書（別記様式第4号）を添付してください。

別記様式第4号

年 月 日

同意書 (代替介助者)

下記1の近隣協力者が不在時において、下記2の防火対象物において火災が発生したことを下記3の装置等により覚知した場合にあっては、下記4により近隣協力者の代わりに当該防火対象物に駆けつけ、当該防火対象物に居住する要保護者の避難介助等を実施することについて同意します。

住 所

電 話 ()

氏 名



記


- 1 近隣協力者の氏名等
- 2 防火対象物の名称・所在
- 3 副受信機等の設置場所
- 4 駆けつけ方法・距離

- 備考
- 1 「1 近隣協力者の氏名等」欄には、近隣協力者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
 - 2 「2 防火対象物の名称・所在」欄には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の名称及び所在を記入してください。
 - 3 「3 副受信機等の設置場所」欄には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置の設置位置（階層、室名）を記入してください。
 - 4 「4 駆けつけ方法等」欄には、駆けつけ方法（「徒歩」・「自転車」の別）及び代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等までの駆けつけ距離を記入してください。

意見書

第 号
年 月 日

あて

消防長（消防署長）（市町村長）

年 月 日付けで意見書の交付申請のあった防火対象物について申請書（添付図書を含む。）に記載されている事項の履行を条件として、消防上の意見を下記のとおり通知します。

記

1 申請防火対象物

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 用 途

2 意 見

備考 本意見書の写しを避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書に添付し、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）若しくは同第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認の申請書を提出する際又は建築基準法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき通知する際に、確認申請書にあわせて建築主事等へ提出してください。

別記様式第6号

避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

申請者

住 所

氏 名



下記1の防火対象物を準耐火建築物とするために、事業開始後は、遅滞なく、下記4に適合する「避難訓練等の実施」及び「地域住民等との連携体制の整備」を行います。

記

1 名 称（防火対象物の名称）

2 所 在 地（防火対象物の所在地）

3 用 途

4 根拠条文

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
- (2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
- (4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第○条第○項第○号

5 開設予定日

6 避難訓練等実施予定日

- (1) 昼間
- (2) 夜間

7 地域住民等連携体制整備予定日

- 備考 1 本予定書に意見書の写しを添付し、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認の申請書を提出する際又は建築基準法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき通知する際に、確認申請書にあわせて建築主事等へ提出すること。
- 2 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付すこと。

別記様式第7号

避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書

第 号
年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長）殿

[福祉部局長]



下記1の防火対象物について、下記4に適合する「避難訓練等の実施」及び「地域住民等との連携体制の整備」を行ったことを確認しましたので通知します。

記

- 1 名称（防火対象物の名称）
- 2 所在地（防火対象物の所在地）
- 3 用途
- 4 根拠条文
 - (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第○条第○号
 - (2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第○条第○項○号
 - (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第○条第○項第○号
 - (4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第○条第○項第○号
- 5 開設日
- 6 避難訓練等実施日
 - (1) 昼間
 - (2) 夜間
- 7 地域住民等連携体制を整備した日

備考 1 避難訓練等の実施概要及び地域住民等との連携体制整備の概要を確認できる資料を添付してください。
2 「根拠条文」欄は、該当する番号に○を付してください。

別記様式第8号

要件不適合通知書

第 号
年 月 日

[福祉部局名] 殿

消防長（消防署長）（市町村長） 印

このことについて、 年 月 日に消防法第4条の規定による立入検査等を実施したところ、下記のとおり「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）、第2、二、イに規定する要件と異なる状況が認められましたので、通知します。

記

- 1 名称（防火対象物の名称）
- 2 所在地（防火対象物の所在地）
- 3 用途
- 4 不適合内容

6 覚書（例）

前3の事務処理を行うにあたり、消防部局と福祉部局は、覚書等を取り交わすものとする。

特別養護老人ホーム等に係る意見書交付の事務処理等について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第53号）が、平成24年3月30日に公布及び施行されたことに伴い、「所在地を管轄する消防署長と相談の上、非常災害に係る具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める」等の要件を満たしている場合には、2階又は地階に入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を設ける場合であっても、特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）を準耐火建築物とすることができることとなりました。

このことから、[福祉部局]及び[消防部局]では、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）に係る事務処理等について協議を行い、今般、以下の内容について合意に達したので、相互に覚書を交換することとしたものです。

1 目的

老健局長通知に係る事務処理等について定め、もって特別養護老人ホーム等の防火安全対策の推進を図ることを目的とする。

2 事務処理

老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面に係る事務処理については、次のとおりとする（別紙「事務処理フロー」参照）。

- (1) 特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の受領を希望する場合は、別記様式第1号の意見書交付申請書、別記様式第2号の避難計算確認書、別記様式第3号の同意書（近隣協力者）（近隣協力者がいる場合に限る。）、別記様式第4号の同意書（代替介助者）（代替介助者がいる場合に限る。）及び避難計算の適否を確認できる図面（以下「意見書交付申請書類」という。）を作成し、消防署長に提出するものとする。
- (2) 消防署長は、前(1)により意見書交付申請書類を受け付けた場合は、当該意見書交付申請書類の内容審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、別記様式第5号の意見書（以下「意見書」という。）を作成して設置者に交付するものとする。
- (3) 設置者は、前(2)により意見書の交付を受けた場合は、意見書の写しを知事等に提出するものとする。
- (4) 設置者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づき確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する場合は、意見書の写しを添付した別記様式第6号の避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（以下「予定書」という。）を作成し、消防署長に2部〔正本・副本〕提出するものとする（設置者が提出する予定書〔正本・副本〕及び消防署長が交付する予定書〔副本〕にあつては、確認申請書に当該予定書を添付することにより提出・交付することができるものとする。）。

- (5) 設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第15条又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第41条、第53条若しくは第94条に基づく認可等の申請を行う場合は、意見書の写し及び予定書〔副本〕の写しを添付するものとする。
- (6) 知事等は、認可等を行った場合は、速やかに認可書等の写しを消防署長に送付するものとする。
- (7) 知事等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法又は介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の指導検査（以下「指導検査」という。）を実施した場合は、速やかに別記様式第7号の避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書（以下「確認通知書」という。）を消防署長に送付するものとする。
- (8) 消防署長は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第4条に基づく立入検査等により、老健局長通知、第2、二、イに規定する要件と異なる状況を現認した場合は、速やかに別記様式第8号の要件不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を知事等に送付するものとする。
- (9) 知事等は、前(8)により違反が確認された施設の設置者に対して是正を指導するものとする。

3 標準処理期間

意見書交付申請書の受付から意見書の交付までに要する標準処理期間にあつては、20日とする。

4 その他

- (1) 意見書に記載する意見は、老健局長通知、第2、二、イの相談に関するものに限るものとする。
- (2) 意見書は、意見書交付申請書類に記載されている事項が履行される限りにおいて効力を有するものとする。
- (3) [福祉部局]は、老健局長通知、第2、二、イ、ロ及びハの適否に係る判断基準を定めるものとする。
- (4) [福祉部局]は、老健局長通知、第2、二、イ、ロ及びハの適否の決定を行うものとする。
なお、同通知、第2、二、ロ及びハにあつては、指導検査時に決定することで支障ないものとし、継続的に確認することとする。
- (5) [消防部局]は、老健局長通知、第3、一に係る意見照会の対応事務要領を定めるものとする。
- (6) [消防部局]は、老健局長通知、第2、二、ロ及びハの消防法第7条に基づく同意に係る審査にあつては、予定書をもって行うものとする。
- (7) [消防部局]は、必要に応じ現地調査を行う場合に、[福祉部局]に連絡し、[両局]は合同立ち入り等の相互連携を図るよう努めるものとする。
- (8) この覚書に定めるもののほか、必要なものは別に協議する。

平成 年 月 日

[福祉部局]

[消防部局]

避難時間算定要領

第1 用語の意義

本要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 要保護者

特別養護老人ホーム等に入所している高齢者、障害者等その他これらに類する入所者をいう。

2 避難介助者

火災発生時に要保護者の避難のために必要な介助をする従業者等、近隣協力者及び代替介助者をいう。

3 従業者等

特別養護老人ホーム等に勤務する職員（臨時職員を含む。）等をいう。

4 近隣協力者

特別養護老人ホーム等に併設されている関連施設の関係者、特別養護老人ホーム等の近隣に居住する特別養護老人ホーム等関係者、特別養護老人ホーム等と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。

5 代替介助者

特別養護老人ホーム等関係者又は近隣協力者と同居の者（18歳以上の者に限る。）で、近隣協力者の不在時に、近隣協力者の代わりに火災時に駆けつけて避難介助等を行う者をいう。

6 ユニット

各入所者の個室及び個室に接して設けられる相互に交流することができる設備（食堂、台所、便所、洗面設備及び浴室等）により一体的に構成される共同生活を営むべき施設の単位をいう。

7 居室

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第4号に定める居室をいう。

8 一時避難場所

次に掲げる避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの（下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）及び避難橋等で、避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上に避難上有効なものをいう。）をいう。

(1) 避難上有効なバルコニー

ア 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること。

イ バルコニーの面積は、2㎡以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の設置部分を除く。）とし、奥行きは75cm以上とすること。

ウ バルコニーの各部分から2m以内に開口部がある場合は、当該開口部（屋内からバルコニーに通ずる出入口の扉、掃出し窓等を含む。）を防火設備とすること。

エ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の扉、掃出し窓等は、次に掲げるものとする。

(ア) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の2第1項並びに同条第2項第2号及び第3号に適合するものであること。

(イ) 床面から開口部の下端までの高さは、15cm以下（車椅子、ストレッチャー等（車輪等を有する介助用具）を用いて介助する要保護者の居室にあつては2cm以下。ただし、適度の傾斜（45度以下）を設けた鋼板等により段差を解消したものにあっては、この限りでない。）であること。

オ バルコニーは十分外気に開放されていること。（規則第13条第3項第6号に準ずるもの等）

カ バルコニーの床は、耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものであること。

キ バルコニーに設ける手すりの上端から床面までの高さは、1.2m以下であること。ただし、踏み台等を設けている場合にあっては、手すりの上端から当該踏み台等までの高さを1.2m以下とすることで支障ない。

(2) 屋外通路

ア 幅60cm以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。

イ 通路の一端は、直通階段に連絡しているものであること。

ウ (1)、ウからカまでに準ずるものであること。

第2 避難時間算定要領

避難時間算定要領は、次のとおりとする。

1 防火対象物からの避難所要時間

「防火対象物からの避難所要時間」は、要保護者が防火対象物から避難するのに要する時間であり、「避難開始時間」と「防火対象物からの移動時間」の和により算定するものとする。

(1) 避難開始時間

ア 「避難開始時間」（要保護者が避難行動を開始するまでに要する算定上の時間）の算定方法は、別紙1のとおりとする。

イ 「避難開始時間」の算定にあたり、起算点は自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

ウ 「避難開始時間」の算定にあたり、要保護者は各居室、従業者等は勤務室等（自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置（自動火災報知設備の副受信機等）が設置されている室以外に宿直、仮眠等する場合にあっては、当該宿直室、仮眠室等）、近隣協力者は通常の居所（自宅等をいう。）にいることを想定するものとする。

(2) 防火対象物からの移動時間

ア 「防火対象物からの移動時間」（要保護者の移動に要する算定上の時間）の算定方法は、別紙2のとおりとする。

イ 「防火対象物からの移動時間」の算定にあたり、勤務室、玄関出入口、一時避難場所等から要保護者の居室に至る進入経路（以下「進入経路」という。）及び要保護者の居室から地上又は一時避難場所に至る避難経路（以下「避難経路」という。）は、最短を通ることを想定するものとする。ただし、一時避難場所から要保護者の居室に至る進入経路は、原則として一時避難場所側からの出入口ではなく、廊

下側からの出入口からとすること。

ウ 進入経路（一時避難場所から2人目に介助する要保護者の居室に至る進入経路を除く。）及び避難経路は、火災室を経由するものは原則として認められないものであること。

エ 要保護者は、介助なしでの避難はできないものとして想定するものとする。また、要保護者1人につき避難介助者1人の介助形態を原則とするが、ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う場合には、要保護者1人につき避難介助者2人の介助形態として算定上取り扱うものとする。

オ 「防火対象物からの移動時間」の算定における「近隣協力者」は、(ア)から(エ)までに掲げる要件に該当する者をいうこと。

(ア) 近隣協力者の居所には、特別養護老人ホーム等の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置（自動火災報知設備の副受信機等）が備えられているものであること。

(イ) 近隣協力者本人により別記様式第3号「同意書（近隣協力者）」が作成されているものであること。

(ウ) 次の事項が事業計画等の関連図書に定める緊急時対応計画、防災計画等として明らかにされているものであること。

- a 近隣協力者本人の同意がある旨
- b 火災発生時の活動範囲（要保護者の避難介助等をいう。）
- c 近隣協力者不在時における代替介助者の確保方策
- d その他の必要な事項

(エ) 近隣協力者1人につき代替介助者1人以上を確保しているものであること。なお、当該代替介助者は、(ア)から(ウ)（ウ、cを除く。）までに掲げる要件（「近隣協力者」とあるのは「代替介助者」と、「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第4号」と読み替えるものとする。）に該当し、当該代替介助者の居所から特別養護老人ホーム等まで、徒歩（分速80m）又は自転車（分速250m）で2分以内に駆けつけることができるものであること。

カ 堅穴区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第9項）が形成されている準耐火構造の防火対象物の場合には、出火階及びその直上階の範囲において、地上まで至るものではなく、出火階の下階に至ることができることを確認することで足りるものとする。

2 火災室からの避難所要時間

「火災室からの避難所要時間」は、要保護者が火災室から避難するのに要する時間であり、「避難開始時間」と「火災室からの移動時間」の和により算定するものとする。

(1) 避難開始時間

1、(1)に準じて算定すること。

(2) 火災室からの移動時間

1、(2)に準じて算定すること。ただし、別紙2の T_3 （要保護者の介助付き移動時間）及び L_{ei} （要保護者*i*に係る介助付き移動距離）については、次のとおりであること。

ア T_3 （要保護者の介助付き移動時間）

火災室からの避難所要時間の算定における T_3 については、火災室の各部分から当

該火災室の出入口の一に達するまでに要する移動時間のことをいうこと。

イ L_{ei} (要保護者 i に係る介助付き移動距離)

火災室からの避難所要時間の算定における L_{ei} については、火災室の各部分から当該火災室の出入口の一に至る移動距離をいうこと。

3 避難限界時間

「避難限界時間」は、火災により各居室や避難経路が危険な状況となるまでの時間であり、「基準時間」と「延長時間」の和により算定するものとする。

(1) 基準時間

ア 「基準時間」(火災室が盛期火災に至る算定上の時間)の算定方法は、別紙3のとおりとすること。

イ 「基準時間」の算定にあたり、起算点は自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

ウ 「基準時間」の算定にあたり、階段・廊下については、火気・可燃物の管理を前提として火災の発生のおそれの少ないものとして取り扱うものとし、居室のみを火災室として想定するものとする。

(2) 延長時間

「延長時間」(盛期火災に至った火災室からの煙・熱の影響によって、他の居室や避難経路が危険な状況となるまでの算定上の時間)は、別紙4のとおりとすること。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られた建築物で、煙感知器と連動する自動開放装置により開放される排煙口を設けた排煙設備が設置されている場合等については、建基法の例等(建基令第129条の2の2第3項第3号等)によることができるものとする。

4 判定方法

次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに適合するものを「適切な避難活動を行えば安全な避難が可能」(老健局長通知、第3、一、①参照)であると判定する。

- (1) 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて防火対象物からの避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。
- (2) 各居室(共用室を除く。)がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて火災室からの避難所要時間が当該居室の基準時間を超えないものであること。
- (3) 自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。
- (4) ストレッチャー、担架等(車椅子を除く。)を用いて介助を行う場合には、同一建物内において、従業者等が2名以上確保されていること。

(注1) 判定するにあたり、特別養護老人ホーム等の構造等や人員の状況について確認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認するものとする。

(注2) この判定を含む社会福祉施設に係る防火安全対策に関する指導にあたっては、施設関係者の意見も踏まえながら、これらの特別養護老人ホーム等の意義、ケアの趣旨・目的等を十分に尊重するよう留意すること。

(注3) 近隣協力者及び代替介助者は、消防計画に基づく自衛消防の組織の一員として定め、訓練等に積極的に参加するよう指導すること。

避難開始時間の算定方法

$$\text{避難開始時間 (分)} = \sqrt{A_{\text{area}}} / 30$$

A_{area} : 特別養護老人ホーム等に供される部分の床面積の合計 (㎡)

- ※1 避難開始時間は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの値を求めると。
- ※2 避難開始時間として算出した値が0.50(分)に満たない場合は、0.50(分)とする。
- ※3 従業者等が自動火災報知設備の受信機又は自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置(自動火災報知設備の副受信機等)の設置されている室以外の室にいる場合は、避難開始時間として算出した値を2倍したものを避難開始時間とすること。

防火対象物からの移動時間の算定方法

防火対象物からの移動時間（分）＝ $T_1 + T_2 + T_3$

$$T_1 = \{\sum_i^{N_c}(L_{hi}/V_h)\} / N_h$$

$$T_2 = (T_{rw} \cdot N_{ew} + T_{rs} \cdot N_{es}) / N_h$$

$$T_3 = \{\sum_i^{N_c}(L_{ei}/V_e)\} / N_h$$

T_1 ：避難介助者の施設内駆けつけ時間（分）

T_2 ：介助準備時間（分）

T_3 ：要保護者の介助付き移動時間（分）

L_i ：要保護者 i に係る避難経路上の移動距離（m）

L_{hi} ：要保護者 i に係る避難介助者の施設内駆けつけ距離（m）

L_{ei} ：要保護者 i に係る介助付き移動距離（m）

※ 1 防火対象物からの移動時間は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までの値を求めること。

※ 2 T_1 の算定において最初（1 人目）に駆けつける要保護者にあつては、火災室（火災室に要保護者が存しない場合は、直近の居室）における者を想定すること。

※ 3 T_1 の算定における L_{hi} は、次のとおりとすること。

(1) 最初（1 人目）に介助する要保護者（火災室等）に係る算定従業者等の勤務室等から当該要保護者の居室（居室内における L_{hi} の算定は、※ 5 参照。以下同じ。）までの施設内駆けつけ距離

(2) 2 人目以降に介助する要保護者の算定 最初（1 人目）に介助した者を最終的に避難させた位置（地上出入口、一時避難場所出入口等）から当該要保護者の居室までの施設内駆けつけ距離

※ 4 T_1 の算定において避難介助者の数が複数の場合、前※ 3(1)の L_{hi} は、各従業者等のみの L_{hi} を合計し、合計値を従業者等の人数で除した値を用いること。（近隣協力者の L_{hi} は合計時に加算せず、合計値を除す人数にも近隣協力者は算入しない。）

※ 5 各居室における L_i の算定にあたり、当該居室の各部分から居室の出入口までの歩行距離が最も長い地点からの直角歩行距離（室内の家具などをよけて歩行することを想定した直角方向のみの経路の距離）を用いること。

※ 6 T_3 の算定における L_{ei} は、要保護者 i の居室から地上までの距離によることを原則とするが、一時避難場所がある場合には、当該居室から当該一時避難場所までの距離により算定することができるものとする。

また、堅穴区画（建基令第 112 条第 9 項）が形成されている準耐火構造の防火対象物の場合には、出火階及びその直上階の範囲において、上記の例

により出火階の下階に至ることができることを確認することで足りるものとする。

- ※7 要保護者について、第2、1、(2)、エ後段を適用し、ストレッチャー、担架等（車椅子を除く。）を用いて介助を行う場合には、 T_3 の算定における当該 L_{ei} を算定上2倍読みとすること。
- ※8 要保護者の乗換え等の準備を必要とする介助用具（車椅子、ストレッチャー、担架等）を用いず介助を行う場合には $T_2=0$ （分）とすること。
- ※9 L_i の中に異なる歩行速度の部分がある場合（例えば水平部分と階段部分など）には、その部分ごとの移動距離を測り、それぞれの部分ごとに算定した時間の合計により、「避難介助者の施設内駆けつけ時間」及び「要保護者の介助付き移動時間」を算出すること。
- ※10 踊場部分を除く階段、傾斜路等の部分（傾斜している部分）の L_i は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さであること。（高さ、水平距離ではない。）
- ※11 踊場部分（階段室内の踊場部分を含む。）の水平距離は、階段、傾斜路等の部分における L_i に含めること。（当該階段踊場部分も含めて階段における移動速度（上り27m/分、下り36m/分）を用いて算定する。）

V_h ：避難介助者の移動速度（m/分） $= 2v$

$$v = \begin{cases} \text{階段・上り} & 27 \text{ m/分} \\ \text{〇〇〇下り} & 36 \text{ m/分} \\ \text{階段以外} & 60 \text{ m/分} \end{cases}$$

V_e ：要保護者の移動速度（m/分）

$$= \begin{cases} 0.5v & \text{（要保護者を手つなぎ、腕組み、背負い、担架等により介助する場合）} \\ 1.5v & \text{（要保護者を車椅子、ストレッチャー等〔車輪等を有することにより移動が容易であるもの等〕の介助用具を用いて介助する場合。ただし、階段は不可）} \end{cases}$$

- ※1 車椅子、ストレッチャー等（車輪等を有する介助用具）を用いて介助する要保護者の居室が避難階以外に存する場合、避難階における階段出口から最終出口に至る避難経路における移動速度は、当該避難階においても車椅子、ストレッチャー等の介助用具を用いて介助するか否かにより $0.5v$ と $1.5v$ のいずれを用いるかが決まるものであること。
- ※2 ※1において $1.5v$ を用いる場合、避難階において、再度、要保護者の乗換え等の準備に要する時間を付加する必要があるため、 T_2 （介助準備時間）の算定の際には、 N_e （要保護者の数）に、避難階において介助用具に乗換え等を行う要保護者の数を付加すること。

N_h ：避難介助者の数（人） $= N_w + N_c$

N_w : 従業者等の数〔最少〕 (人)

N_c : 算定上の近隣協力者数 (人) = $N_w \cdot n(1-p)/(N_w+pn)$

n : 介助に来る近隣協力者の数

p : 近隣協力者・代替介助者の施設までの駆けつけ時間／近隣協力者なしの移動時間 (< 1)

※1 n が複数の場合、 p の算定に係る「近隣協力者・代替介助者の施設までの駆けつけ時間」は、各近隣協力者の施設までの駆けつけ時間と当該近隣協力者に対応する代替介助者の施設までの駆けつけ時間とのうち最長の時間を一の近隣協力者に係る駆けつけ時間とし、近隣協力者全員の平均駆けつけ時間を用いること。

※2 p が1以上の場合、 $N_c=0$ として算定すること。

N_e : 要保護者の数 (人)

うち 車椅子による介助対象 : N_{ew} (人)

ストレッチャー、担架等による介助対象 : N_{es} (人)

T_r : 介助用具を用いる場合に、要保護者の乗換え等の準備に要する時間 (分)

うち 車椅子の乗換え等 : $T_{rw}=0.5$ (分)

ストレッチャー、担架等の乗換え等 : $T_{rs}=1.0$ (分)

[参考]

1 防火対象物からの移動時間の算定〔地上への避難〕（例）

(1) 避難介助者の施設内駆けつけ時間 (T_1)

$$T_1 = \{\sum_i^{N_e}(L_{hi}/V_h)\}/N_h$$

$$= (t_{11} + t_{12} + t_{13} + \dots + t_{1Ne})/N_h$$

$$t_{11} = \ell_{1h1}/(2 \times 60) + \ell_{2h1}/(2 \times 27) + \ell_{3h1}/(2 \times 60)$$

$$t_{12} = \ell_{1h2}/(2 \times 60) + \ell_{2h2}/(2 \times 27) + \ell_{3h2}/(2 \times 60)$$

$$\vdots$$

$$\vdots$$

(2) 要保護者の介助付き移動時間 (T_3)

$$T_3 = \{\sum_i^{N_e}(L_{ei}/V_e)\}/N_h$$

$$= (t_{31} + t_{32} + t_{33} + \dots + t_{3Ne})/N_h$$

[車椅子使用の場合]

$$t_{31} = \ell_{1e1}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e1}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e1}/(1.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{1e2}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e2}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e2}/(1.5 \times 60)$$

$$\vdots$$

$$\vdots$$

[ストレッチャー使用の場合]

ストレッチャー使用のため2倍

$$t_{31} = \ell_{1e1}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e1}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e1} \times 2/(1.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{1e2}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e2}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e2} \times 2/(1.5 \times 60)$$

$$\vdots$$

$$\vdots$$

[担架使用の場合]

担架使用のため2倍

$$t_{31} = \ell_{1e1}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e1}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e1} \times 2/(0.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{1e2}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e2}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e2} \times 2/(0.5 \times 60)$$

$$\vdots$$

$$\vdots$$

[車椅子、ストレッチャー、担架等未使用の場合]

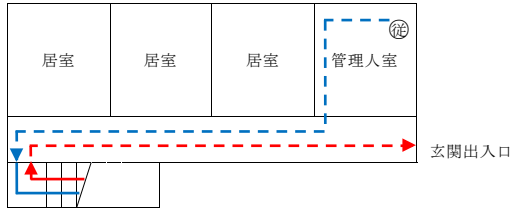
$$t_{31} = \ell_{1e1}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e1}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e1}/(0.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{1e2}/(0.5 \times 60) + \ell_{2e2}/(0.5 \times 36) + \ell_{3e2}/(0.5 \times 60)$$

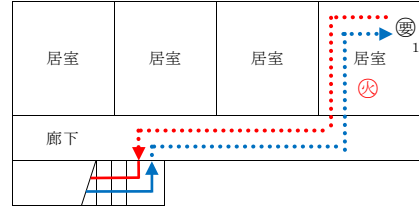
$$\vdots$$

$$\vdots$$

【1人目】



【1階 平面図】



【2階 平面図】

〔施設内駆けつけ距離〕

ℓ_{1h1} (m) : - - - - -

ℓ_{2h1} (m) : —————

ℓ_{3h1} (m) : ·········

〔介助付き移動距離〕

ℓ_{1e1} (m) : - - - - -

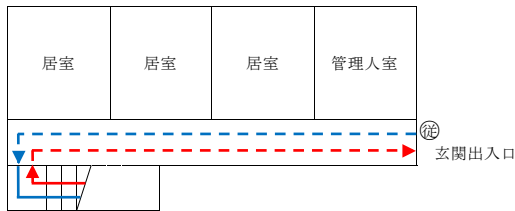
ℓ_{2e1} (m) : —————

ℓ_{3e1} (m) : ·········

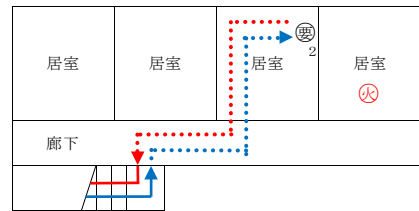
Ⓔ : 従業者等

Ⓔ₁ : 要保護者 (1人目)

【2人目】



【1階 平面図】



【2階 平面図】

〔施設内駆けつけ距離〕

ℓ_{1h2} (m) : - - - - -

ℓ_{2h2} (m) : —————

ℓ_{3h2} (m) : ·········

〔介助付き移動距離〕

ℓ_{1e2} (m) : - - - - -

ℓ_{2e2} (m) : —————

ℓ_{3e2} (m) : ·········

Ⓔ : 従業者等

Ⓔ₂ : 要保護者 (2人目)

2 防火対象物からの移動時間の算定〔一時避難場所への避難〕(例)

(1) 避難介助者の施設内駆けつけ時間 (T_1)

$$T_1 = \{\sum_i^{N_e} (L_{hi}/V_h)\} / N_h$$

$$= (t_{11} + t_{12} + t_{13} + \dots + t_{1Ne}) / N_h$$

$$t_{11} = \ell_{1h1} / (2 \times 60) + \ell_{2h1} / (2 \times 27) + \ell_{3h1} / (2 \times 60)$$

$$t_{12} = \ell_{3h2} / (2 \times 60)$$

⋮

(2) 要保護者の介助付き移動時間 (T_3)

$$T_3 = \{\sum_i^{N_e} (L_{ei}/V_e)\} / N_h$$

$$= (t_{31} + t_{32} + t_{33} + \dots + t_{3Ne}) / N_h$$

〔車椅子使用の場合〕

$$t_{31} = \ell_{3e1} / (1.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{3e2} / (1.5 \times 60)$$

⋮

[ストレッチャー使用の場合]

$$t_{31} = \ell_{3e1} \times 2 / (1.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{3e2} \times 2 / (1.5 \times 60)$$

⋮

← ストレッチャー使用のため2倍

[担架使用の場合]

$$t_{31} = \ell_{3e1} \times 2 / (0.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{3e2} \times 2 / (0.5 \times 60)$$

⋮

← 担架使用のため2倍

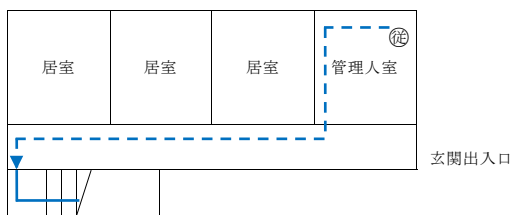
[車椅子、ストレッチャー、担架等未使用の場合]

$$t_{31} = \ell_{3e1} / (0.5 \times 60)$$

$$t_{32} = \ell_{3e2} / (0.5 \times 60)$$

⋮

【1人目】



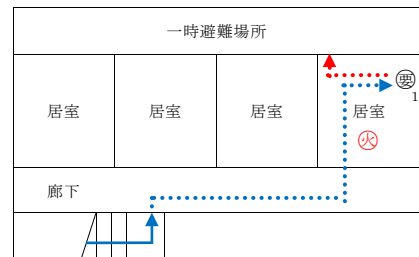
【1階 平面図】

[施設内駆けつけ距離]

$$\ell_{1h1} \text{ (m)} : \text{---}$$

$$\ell_{2h1} \text{ (m)} : \text{—}$$

$$\ell_{3h1} \text{ (m)} : \text{⋯}$$



【2階 平面図】

[介助付き移動距離]

$$\ell_{3e1} \text{ (m)} : \text{⋯}$$

Ⓒ : 従業者等

Ⓓ₁ : 要保護者 (1人目)

【2人目】



【1階 平面図】

[施設内駆けつけ距離]

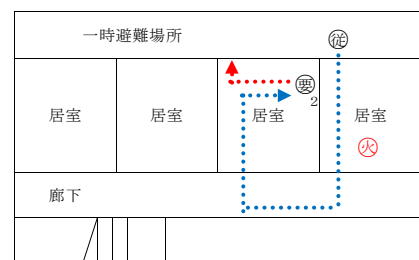
$$\ell_{3h2} \text{ (m)} : \text{⋯}$$

[介助付き移動距離]

$$\ell_{3e2} \text{ (m)} : \text{⋯}$$

Ⓒ : 従業者等

Ⓓ₂ : 要保護者 (2人目)



【2階 平面図】

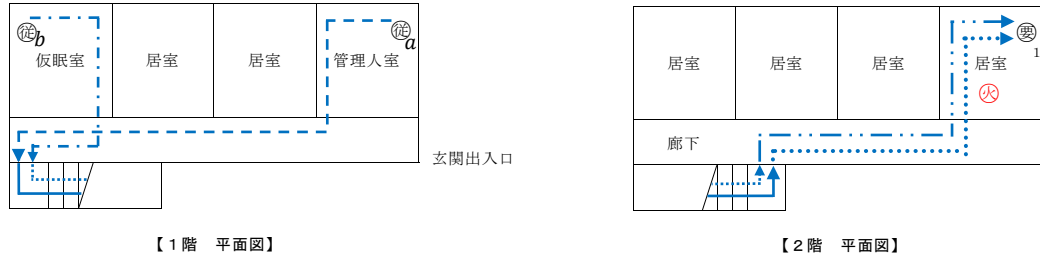
3 従業者等が複数の場合における1人目の要保護者に係る ℓ_{1h1} 、 ℓ_{2h1} 、 ℓ_{3h1} の算定 (例)

$$\ell_{1h1} \text{ (m)} = (\ell_{1h1a} + \ell_{1h1b})/2$$

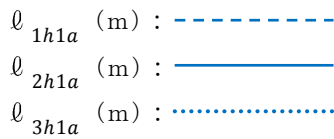
$$\ell_{2h1} \text{ (m)} = (\ell_{2h1a} + \ell_{2h1b})/2$$

$$\ell_{3h1} \text{ (m)} = (\ell_{3h1a} + \ell_{3h1b})/2$$

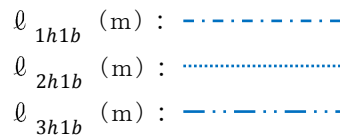
【1人目】



[従業者等 a の施設内駆けつけ距離]



[従業者等 b の施設内駆けつけ距離]



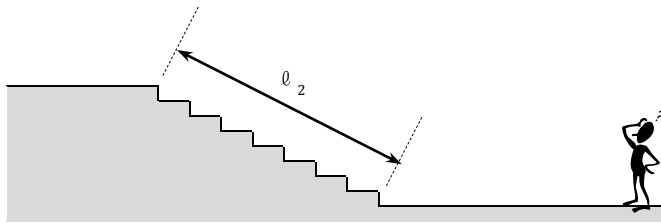
Ⓐ : 従業者等 a

Ⓑ : 従業者等 b

Ⓐ₁ : 要保護者 (1人目)

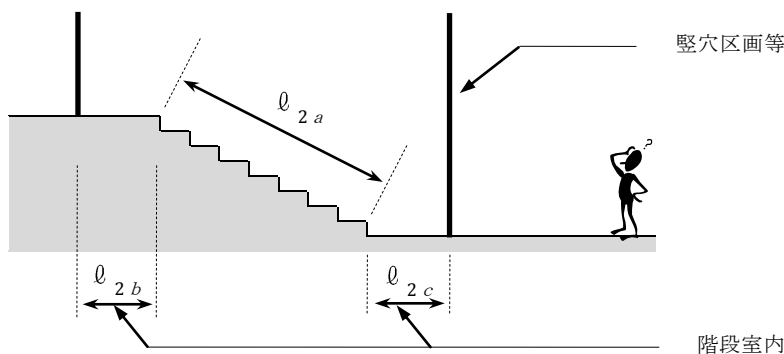
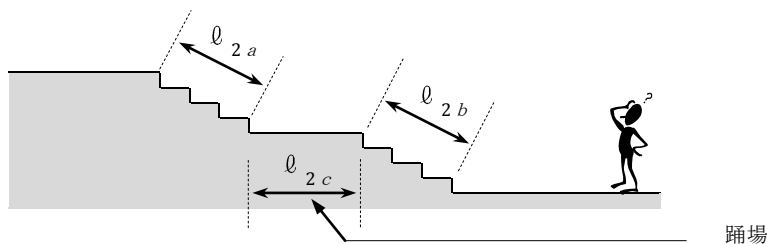
4 階段・傾斜路等の部分における ℓ_2 の算定 (例)

踊場部分を除く階段、傾斜路等の部分における ℓ_2 は、段鼻を結んだ斜線に沿って測った長さによるものとする。



踊場部分 (階段室内の踊場部分を含む。) の水平距離は、階段、傾斜路等の部分における ℓ_2 に含めるものとする。 $\ell_2 = \ell_{2a} + \ell_{2b} + \ell_{2c}$

(当該階段踊場部分も含めて階段における移動速度 (上り 2.7 m/分、下り 3.6 m/分) を用いて算定する。)



5 p (近隣協力者の施設までの駆けつけ時間/近隣協力者なしの移動時間) の算定 (例)

(1) 想定

要保護者：2 (人) ※ 車椅子、ストレッチャー、担架等使用なし

従業者等：2 (人)

近隣協力者：3 (人) $\left\{ \begin{array}{l} \text{A 距離 100 (m) \cdot 徒歩 (分速 80 m)} \\ \text{B 距離 200 (m) \cdot 徒歩 (分速 80 m)} \\ \text{C 距離 300 (m) \cdot 自転車 (分速 250 m)} \end{array} \right.$

防火対象物：平屋建て

(2) t_c : 近隣協力者の施設までの駆けつけ時間 (分) = $(t_1 + t_2 + t_3)/3$

t_1 : A 駆けつけ時間 (分) = $100/80$

t_2 : B 駆けつけ時間 (分) = $200/80$

t_3 : C 駆けつけ時間 (分) = $300/250$

(3) T_{c0} : 近隣協力者なしの移動時間 (分) = $T_1 + T_2 + T_3$

$T_1 = \frac{\sum_i^{N_e} (L_{hi}/V_h)}{N_h} = \left\{ \frac{\ell_{1h1}}{(2 \times 60)} + \frac{\ell_{1h2}}{(2 \times 60)} \right\} / (2 + 0)$

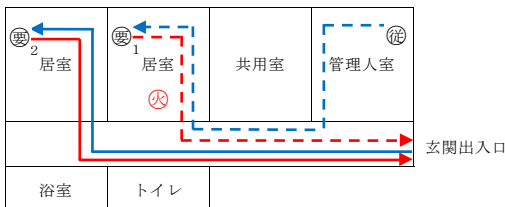
要保護者 (1 人目) への施設内駆けつけ時間 要保護者 (2 人目) への施設内駆けつけ時間

$T_2 = 0$ ← 車椅子、ストレッチャー、担架等使用なし

$T_3 = \frac{\sum_i^{N_e} (L_{ei}/V_e)}{N_h} = \left\{ \frac{\ell_{1e1}}{(0.5 \times 60)} + \frac{\ell_{1e2}}{(0.5 \times 60)} \right\} / (2 + 0)$

要保護者 (1 人目) の介助付き移動時間 要保護者 (2 人目) の介助付き移動時間

近隣協力者なし
(従業者等 2 人のみで介助)



【1階 平面図】

[施設内駆けつけ距離]

ℓ_{1h1} (m) : -----

ℓ_{1h2} (m) : —————

[介助付き移動距離]

ℓ_{1e1} (m) : -----

ℓ_{1e2} (m) : —————

⊙ : 従業者等

⊙₁ : 要保護者 (1 人目)

⊙₂ : 要保護者 (2 人目)

(4) p (近隣協力者の施設までの駆けつけ時間/近隣協力者なしの移動時間) = t_c / T_{c0}

基準時間の算定方法

基準時間（分）＝ 2〔共通〕＋ α 〔加算条件により加算する時間〕

算定項目		基準時間	
共通		2分	
加算条件	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ	不燃材料	3分
		準不燃材料	2分
		難燃材料	1分
	寝具・布張り家具の防災性能の確保	1分	
初期消火		1分	

※1 壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を含む。）及び天井の室内に面する部分の仕上げによる加算は、火災室として想定した居室における壁及び天井のすべてが当該材料に該当するものに限ること。

※2 寝具・布張り家具の防災性能の確保による加算は、火災室として想定した居室（共用室を除く。）における寝具（ふとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く。）、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）・布張り家具のすべてが防災性能を有するもの（公益財団法人 日本防災協会の防災製品認定委員会において認定された防災製品に限る。）であるものに限ること。

※3 初期消火による加算は、次のいずれかに該当するものに限ること。

- (1) 屋内消火栓設備が設置されている場合は、屋内消火栓設備を用いて消火することができる従業者等が、避難介助者を除き2人以上（易操作性1号消火栓、2号消火栓を設置している防火対象物の場合は、避難介助者を除き1人以上）確保されている。
- (2) 火災室として想定した居室にスプリンクラー設備、住宅用下方放出型自動消火装置等が設置されている。

延長時間の算定方法

延長時間（分）＝ α〔延長条件により延長する時間〕

算定項目		延長時間	
延長条件	火災室からの区画の形成	防火区画※ ¹	3分
		不燃化区画※ ²	2分
		上記以外の区画※ ³	1分
	火災室隣室の床面積×（床面から天井までの高さ－1.8m）≥200m ³	1分	

※1 防火区画を形成する部分の条件は次のとおりとすること。

- (1) 壁・床：準耐火構造であること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備であること。

※2 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおりとすること。

- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされているものであること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備若しくは準不燃材料で作られた常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設けたものであること。

※3 上記以外の区画を形成する部分の条件は次のとおりとすること。

- (1) 壁・床：室内に面する部分の仕上げ等は、問わないものであること。
- (2) 開口部：常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設けたものであること。（襖、障子等による仕切りは、当該区画に含まれないものであること。）

※4 火災室からの区画の形成による加算は、火災室と当該火災室から避難する隣接した室（廊下等）との間における区画のすべてが当該区画に該当するものに限ること。

※5 「火災室隣室」とは、火災室に隣接した室（廊下等）のうち、当該火災室に面する部分に開口部を有し、かつ、火災室から避難する際に通過するものをいうこと。

※6 「床面から天井までの高さ」とは、火災室隣室の床面から天井までの高さをいうこと。なお、火災室隣室が堅穴区画されていない階段室等により他の階と接続されている場合（当該火災室隣室全体が吹き抜けている場合を除く。）は、火災室隣室が存する階における高さをを用いること。

※7 火災室隣室が複数ある場合は、容積が最小となる火災室隣室により延長条件を判断すること。

参 考 资 料

消 防 予 第 1 3 0 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物
設置事業」の全国展開について

標記の件について、今般、厚生労働省より別添のとおり通知が発出されました。

別添通知は、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令」(平成24年厚生労働省令第53号。以下「改正省令」という。)が、本日公布及び施行されたことに伴い、「所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村においては、市町村長)又は消防署長と相談の上、非常災害に係る具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める」等の要件を満たしている場合には、2階又は地階に入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を設ける場合であっても、特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)を準耐火建築物とすることができることを主な内容とするものです。

消防機関では、これまでも特別養護老人ホーム等を設置しようとする事業者からの相談に対応いただいているところではありますが、特別養護老人ホーム等を準耐火建築物とするにあたって改正省令に基づく相談があった場合には、別添通知により特別養護老人ホーム等の実態を踏まえた対応をお願いします。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課

大嶋・村瀬・亀山

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

e-mail：a.kameyama@soumu.go.jp

写

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の 2 階建て準耐火建築物
設置事業」の全国展開について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 53 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布、施行されたところであるが、その趣旨及び主な内容は下記のとおりである。また、改正省令の施行に伴い、関係通知の一部を別添 1 のとおり改正し、本日より適用することとしたので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知については消防庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、原則として耐火建築物でなければならないこととされており、2 階及び地階に居室（療養室）その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を設けていない場合のみ準耐火建築物とすることとされているが、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく特例措置として、一定の要件の下で、2 階に居室等を設ける場合等にも準耐火建築物とすることが認められているところである。

今般、当該特例措置について、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置

の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」(平成 23 年 3 月 30 日構造改革特別区域推進本部決定)において全国展開することとされたことに伴い、特別養護老人ホーム等が、安全性に係る一定の要件を満たしている場合には、2階に居室がある場合等においても準耐火建築物とすることを可能とするため、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

- 一 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令関係(第1条関係)

構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開に伴い、関係規定を削除する。

関係規定： 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号)第5条及び別表第2

- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第46号)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)関係(第2条から第5条まで関係)

特別養護老人ホーム等が、以下の要件を満たしている場合には、2階又は地階に居室等を設ける場合にも準耐火建築物とすることを可能とする。

- イ 所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画(以下「計画」という。)に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- ロ 避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと。
- ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

関係規定：

- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第1項、第35条第

- 1 項、第 55 条第 1 項及び第 61 条第 1 項、
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 124 条第 1 項及び第 140 条の 4 第 1 項
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 41 条第 4 項第 1 号
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 132 条第 1 項及び第 153 条第 1 項

第 3 留意事項

- 一 都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）は、準耐火建築物である特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「申請者」という。）が、所在地を管轄する消防長又は消防署長との相談を以下に基づき適切に実施したことを確認した上で認可、許可又は指定を行うこと。
- ① 申請者は、施設又は事業所（以下「施設等」という。）の基本設計段階において、所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談を行う際に、当該基本設計に基づき建設された場合において、適切な避難活動を行えば安全な避難が可能なことを示す資料を提示すること。
 - ② 具体的には、当該基本設計で定める施設等の建設計画、構造、設備等について、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて（平成元年 3 月 31 日付け消防予第 36 号消防庁予防課長通知）」（別添 2）及び「小規模社会福祉施設に対する消防設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 231 号消防長予防課長通知）」（別添 3）に基づき、施設等の建物内の各区画等の滞在可能時間（限界時間）を設定し、想定される最も避難が困難な入所の状況（施設等が満床であり、かつ、全ての入所者又は利用者が自ら避難することが困難な者である場合等）及び夜間等の最も職員配置が希薄な状況において、避難上不利な場所で火災が発生した場合における避難時間等を算出し、当該避難時間等が各区画等の滞在可能時間（限界時間）を下回るものであることを示すものであること。その際、避難時間等が各区画等の滞在可能時間（限界時間）を超える場合においては、当該基本設計で定める施設等の建設計画、構造、設備等について見直しを行うこと。
 - ③ 申請者は、消防長又は消防署長から、相談に関する意見を書面で受領し、認可、許可又は指定の申請の際に、都道府県知事等に提出すること。
- 二 都道府県知事等は、特別養護老人ホーム等が運営を開始した後、監査時において、計画に従い昼間及び夜間において避難、救出等の訓練が実施されていること及び火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制が整備されていることを確認すること。

三 上記の他、特別養護老人ホーム等の運営に当たっては、特に、以下の点に留意すること。

- ① 要介護度の高い者又は認知症を有する者などの自力避難が困難な入所者については、一階に入所させる等、十分な配慮を行うこと。
- ② 火災時の非常事態に即応するため、入所者等の状態を日常的に把握し、その状態に応じた適切な搬送体制を確立すること。
- ③ 夜間は、職員の配置が希薄となること等から、避難誘導に著しく混乱を生ずることもあるので、これに対処できるよう避難体制を整備すること。

第4 その他

平成23年8月12日付け事務連絡「東日本大震災に係る応急仮設施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準について」において、応急仮設施設として設置される特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等（以下「応急仮設施設」という。）については、平屋建ての準耐火建築物とすることとしているところであるが、今回の省令改正の趣旨を踏まえ、応急仮設施設についても、2階に居室を設ける場合等において、第2の二のイからハに掲げる要件を満たしている場合には、2階建ての準耐火建築物とすることができることとする。

第5 施行期日

公布日

関係通知の一部改正

- 1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老発 214 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企 44 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企 25 号）の一部改正
別紙 3 のとおり改正する。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発214号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第二 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準(基準第十一条)</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地下のいずれにも設けていない建物については、<u>準耐火建築物とすることができる。</u></p> <p>(2) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>第二 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準(基準第十一条)</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)を二階及び地下のいずれにも設けていない建物については、<u>準耐火建築物とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>基準第十一条第二号に掲げる要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</u></p> <p>(2) 基準第十一条第二項における「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>①～④ (略)</p>

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成12年3月17日老企44号) 抄

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>基準省令第四条に定める介護老人保健施設の構造設備については、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 耐火構造</p> <p><u>介護老人保健施設の建物は、入所者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常生活に使用する施設 (以下「療養室等」という。) を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることもできる。また、居室等を二階又は地階に設ける場合であっても、基準第四条第一号に掲げる要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されっていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4～33 (略)</p>	<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>基準省令第四条に定める介護老人保健施設の構造設備については、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 耐火構造</p> <p><u>同条第一号本文にいう建物は、療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常生活に使用する施設 (以下「療養室等」という。) をいう。</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4～33 (略)</p>	<p>第三 施設及び設備に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>基準省令第四条に定める介護老人保健施設の構造設備については、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 耐火構造</p> <p><u>同条第一号本文にいう建物は、療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常生活に使用する施設 (以下「療養室等」という。) をいう。</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4～33 (略)</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企25号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 介護サービス 一～七 (略)</p> <p>八 短期入所生活介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備に関する基準 (居宅基準第百二十三条及び第百二十四条) (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のため に使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。 ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室 (以下「居室等」という。) を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、<u>準耐火建築物とする</u>ことができる。 あつても、<u>基準第百二十四条第一項第二号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>基準第百二十四条第二項における「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認める</u>ときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>第三 介護サービス 一～七 (略)</p> <p>八 短期入所生活介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設備に関する基準 (居宅基準第百二十三条及び第百二十四条) (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のため に使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。 ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、<u>準耐火建築物と</u>することができる。</p> <p>(2) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>①～④ (略)</p>

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて（通知）

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制については、「社会福祉施設等における防火安全対策について（昭和62年9月1日付消防予第160号各都道府県知事あて消防庁次長通知）」において、「夜間等における防火管理体制については、夜間等における災害発生時に的確な対応ができるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発災時の初動対応、消防機関と連携した職員等の教育訓練、夜間等における避難訓練、日常における防火戸や防火設備の点検・維持管理、可燃物の保管状況の点検等のあり方について検討する必要があるので、今後、これらの防火管理体制のあり方について、社会福祉施設等の特性に応じた具体的な指針を作成し、その普及を図る予定である。」こととしていたところであるが、今般、標記指導マニュアルを別添1のとおり作成したので送付する。

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制については、今後、この指導マニュアルに基づいて指導されたいので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 指導及び検証の対象

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル（以下「指導マニュアル」という。）により夜間の防火管理体制の指導及び検証を行う対象は、消防法施行令別表第一(六)項イのうち病院及び(六)項ロのうち消防法施行規則第13条第2項で定めるもので、消防法第8条に定める防火管理者の選任を要する施設であること（これらの用途の存する複合用途対象物を含むものとする。以下2について同じ）。

なお、それ以外の身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する施設についても、指導マニュアルに準じて指導することが望ましいものであること。

2 指導及び検証の実施期間

指導マニュアルによる指導及び検証は可能な限り早期に実施することとするが、特に(六)項イのうち病院にあっては延べ面積3,000㎡以上のもの及び(六)項ロのうち消防法施行規則第13条第2項で定めるものにあつては同1,000㎡以上のものについて、3年を超えない範囲で指導及び検証が円滑に行われるように計画的に指導を行うこと。

3 指導マニュアルによる消防機関の指導方法

消防機関が、この指導マニュアルを用いて社会福祉施設及び病院を指導するに当たっては、別添2『「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による消防機関の指導の際の実施要領』によるものであること。

4 その他

- (1) 指導マニュアルにおける対応事項、限界時間の設定等の内容や、改善指導の方法は、一般的な構造、形態の社会福祉施設及び病院を想定して定められたものであるので、指導マニュアルに基づく指導及び検証を行っていく過程において、想定していない形態の施設等についての考え方や、施設の構造、経済性等諸般の事情によって実現可能な施設独自の改善方法等についての創意工夫ができた場合には、各消防本部においてこれを積極的に評価すべきものであること。

また、各施設に対する個別具体的な改善指導を行うに当たっては、施設等関係者と十分協議を行うこと。

- (2) 事前訓練及び検証については、消防法施行規則第3条第5項に係る避難訓練とみなして差し支えないものであること。また、検証後も指導マニュアルに基づき定期的に訓練を実施することが望ましいこと。
- (3) 指導マニュアルにおいて、直接言及していない事項であっても、火災避難用保護具の設置、バルコニーへの避難用滑り台の併設等、施設及び入所者の状況により望ましい事項があるので留意すること。

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、個々の**社会福祉施設**及び病院（以下「**社会福祉施設等**」という。）における防火管理のうち、特に夜間に火災が発生した場合に、入所者又は入院患者（以下「**入所者等**」という。）の安全確保を図れるようにするために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

2 対象

このマニュアルの対象は、下表の身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する**社会福祉施設**及び病院で、消防法第8条に定める防火管理者の選任を要するものとする。

養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
救護施設
乳児院
精神薄弱児施設
盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）
肢体不自由児施設（通所施設を除く。）
重症心身障害児施設
重度身体障害者更生援護施設
視覚障害者更生施設
聴覚・言語障害者更生施設
身体障害者療護施設
重度身体障害者授産施設
精神薄弱者更生施設（通所施設を除く。）
精神薄弱者授産施設（通所施設を除く。）
老人保健施設
病院

3 考え方

このマニュアルの基本的な考え方は、火災発生時に自衛消防隊員（以下「**隊員**」という。）がとるべき対応事項を示すとともに、個々の**社会福祉施設等**について建築構造、内装、消防防災設備等に応じて限界時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証し、これによって夜間の防火管理体制の整備に資するものである。

4 対応事項

火災発生時に隊員がとるべき対応事項は、概ね次のとおりであるが、個々の**社会福祉施設等**の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備（以下「**自火報**」という。）の受信機又は副受信機により出火場所を確認すること。

(2) 現場の確認

出火場所に到って、現場の状況を確認すること。

(3) 消防機関への通報

電話又は非常通報装置により火災である旨を消防機関へ通報すること。

(4) 初期消火

消火器又は屋内消火栓により初期消火を行うこと。

(5) 区画の形成

① 出火区画、隣接区画等の防火区画の形成

防火戸を閉鎖して、出火区画（注1）、隣接区画（注2）等の防火区画（注3）を形成すること。

② 室の区画の形成

入所者等が就寝に使用する室（以下「就寝室」という。）、リネン室等の廊下に面する開口部の戸を閉鎖して、室の区画を形成すること。

（注1）出火区画とは、出火場所を含む防火区画（就寝室、リネン室等の室を室ごとに防火区画（規則第13条区画を含む）しているものを除く。）をいう。

（注2）隣接区画とは、出火区画と防火戸が設けられている開口部を介して接する防火区画及び出火区画の上部に接する防火区画をいう。

（注3）防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸により区画を形成するものも含むものとする。

なお、耐火建築物又は簡易建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第113条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(6) 情報伝達及び避難等

火災を確認後、入所者等及び隊員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、入所者等をより安全な場所へ順次避難させること。

(7) 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。

(8) 近隣事業所等の応援

近隣事業所等の応援がある場合は、上記対応事項の一部について応援を受けることができること。

5 限界時間の設定

火災の比較的早期に火煙が危険なレベルに達することが想定される出火区画（注4）及び隣接区画（「スプリンクラー設備設置の場合」（注5）にあつては、出火区画の上部に隣接する区画を除く。）に限界時間を設定するものとする。

出火場所の感知器の発報から、出火区画内が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「出火区画の限界時間」、隣接区画が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「隣接区画の限界時間」とする。

（注4）限界時間を設定する出火区画の範囲には、バルコニー、ベランダ等の直接外気の流通する場所（以下「バルコニー等」という。）で、出火区画に面して設けられているもの（耐火建築物以外の建築物のバルコニー等及び消防隊による救出が特に困難なバルコニー等を除き、出火区画にスプリンクラー設備が設置されている場合又は出火区画で各室不燃化区画を形成する（注6）場合にあつては出火室の開口部から5メートル以内の部分、出火区画で各室戸区画を形成する（注7）場合にあつては出火室又は出火室の隣室の開口部から5メートル以内の部分に限る。）が含まれるものとする。

（注5）「スプリンクラー設備設置の場合」には、消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条に基づきスプリンクラー設備が設置されていない部分があることを含むものとする。以下同じ。

（注6）各室不燃化区画を形成するとは、各室（便所、浴室その他の出火危険の著しく少ない室を除く。（注7）において同じ。）ごとに、仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした壁及び天井（天井の無い場合においては屋根。（注7）において同じ。）並びに甲種若しくは乙種防火戸又は不燃材料（ガラスは網入りのものに限る。）若しくは準不燃材料で造った戸により区画を形成する（外気に面する開口部を除く。（注7）において同じ。）ものをいう。

（注7）各室戸区画を形成するとは、各室ごとに壁及び天井並びに戸（襖、障子又はこれらに類するものを除く。）により区画を形成するものをいう。

5. 1 出火区画の限界時間

出火区画の限界時間（ T_f ）は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

条件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
出火区画の基準時間	内装制限がなされている場合（注8）	9分	5分
	内装制限がなされていない		

(T _f , 1)	い場合		2分		
出火区画の延長時間	1 区画等の確保 (T _f , 2)	各室不燃化区画を形成する場合	就寝室から有効なバルコニー等 (注9) により避難させる場合 (注10)	6分	4分
			上記以外の場合	3分	2分
		各室戸区画を形成する場合	就寝室から有効なバルコニー等により避難させる場合 (注10)	4分	2分
			上記以外の場合	2分	1分
	2 寝具類の防火化 (T _f , 3)	寝具類に防火製品が使用されている場合	—	1分	
	3 初期消火 (T _f , 4)	6(4)の初期消火において屋内消火栓を使用する場合	—	1分	
出火区画の限界時間 (T _f) = (T _f , 1) + (T _f , 2) + (T _f , 3) + (T _f , 4) (注11) (注12)					

(注8) 内装制限がなされている場合とは、居室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、各室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

(注9) 有効なバルコニー等とは、避難方法、バルコニー等に面する就寝室の開口部、バルコニーの構造等の状況からみてバルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

(注10) 当該バルコニー等から出火区画または隣接区画を経由しないで安全な地上へ避難できるものを除き、廊下を経由する避難が限界時間以内にできる場合は、廊下を経由する避難を優先的に指導すること。以下5.2(1)、(2)の「区画等の確保」において同じ。

(注11) 当該区画にスプリンクラー設備が規則第13条により全く設置されていない場合、「区画等の確保」の延長時間については基準時間に加算できないものとする。

(注12) 寝具類に防火製品が使用されている場合の延長時間は、内装制限がなされていない場合の基準時間に加算できないものとする。

5.2 隣接区画の限界時間

隣接区画の限界時間 (T_n) 及び (T_v) は、当該建築物の条件により、次のとおりとする。

(1) 出火区画と同一階の隣接区画

隣接区画の限界時間は、5.1で定めた出火区画の限界時間(この場合において、「就寝室から有効なバルコニー等により避難させる場合」であっても、「上記以外の場合」として算定した出火区画の限界時間を用いるものとする。(2)の出火区画の上階にある隣接区画の限界時間の算定に当たっても同様とする。)及び隣接区画の区画等の確保の条件により、次表のとおりとする。

条件	スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間	T _f (9~12分) + 4	T _f (2~9分) + 3

	($T_n, 1$)	分	分
隣接区画の延長時間	区画等の確保 ($T_n, 2$) 各室不燃化区画又は各室戸区画を形成して就寢室からバルコニー等に避難させる場合	4分	3分
隣接区画の限界時間 (T_n) = ($T_n, 1$) + ($T_n, 2$)			

(2) 出火区画の上階にある隣接区画

出火区画の上階にある隣接区画の限界時間については、「スプリンクラー設備設置でない場合」に限り設けるものとし、5. 1で定めた出火区画の限界時間及び隣接区画の区画等の確保の条件により、次表のとおりとする。

条件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間 ($T_n, 1$)		隣接区画の限界時間は設定しない	T_f (2～9分) + 8分
隣接区画の延長時間	区画等の確保 ($T_n, 2$) 各室不燃化区画又は各室戸区画を形成して就寢室からバルコニー等に避難させる場合		3分
隣接区画の限界時間 (T_n) = ($T_n, 1$) + ($T_n, 2$)			

6 訓練・検証に当たっての対応事項の実施方法

訓練及び検証に当たっての対応事項の実施方法は、概ね次のとおりであるが、個々の**社会福祉施設**等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 出火場所の確認

① 自力避難困難者の入所者の人数を考慮して、避難が最も困難であると思われる防火区画内にある就寢室、リネン室等に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、発報させた室の廊下側の入口付近に旗等の目印を設置しておく。

なお、当該**社会福祉施設**等が複数棟からなる場合は、自力避難困難者の入所者等の人数等を考慮して、避難が最も困難であると思われる棟の感知器を発報させることとする。

また、検証を伴わない訓練の場合には、任意に出火場所、棟の選択を行うものとする。

- ② 隊員は、夜間に正規に勤務する場所（各階のナースステーション、寮母室等）に待機しているものとする。
 ③ 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て自火報発報場所を確認する。なお、警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域一覧図を照合すること。
 ④ 仮眠状態で待機することとしている場合は、発報後15秒経過した後に行動を起こすこととする。

(2) 現場の確認

① 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示（肉声、電話、無線等を用いて）して、発報した感知器の設置されている出火室に行き、中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。この場

合、他の隊員で仮眠状態で待機することとしている者は、指示されてから15秒経過した後に行動を起こすこととする。

② 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。

③ 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。

ア 非常用エレベーターは使用できるものとする。

イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付のものに限り使用できるものとする。

この場合、確認隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を利用しなければならないものとする。

(3) 消防機関への通報

① 対応計画上通報を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話等を利用することでもよい。

② 非常通報装置が設置されている場合には、非常通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い（事前に消防機関の了解を得た場合は、実際に押しボタンを押す。）、③は省略できるものとする。

なお、ボタンを押す時点に関する判断については、非常通報装置と自火報の作動が連動されている場合にあつては現場確認後とし、非常通報装置と自火報の作動が連動されていない場合にあつては④によるものとする。

③ 消防機関への模擬通報の内容は、概ね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、概ね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇**社会福祉施設**（病院）です。」

消 防 「その**社会福祉施設**（病院）は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「入所者（入院者）は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者（入院者）は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「近所に目標となる建物はありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇〇〇」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

④ 消防機関への通報を、現場確認の後にするか自火報発報後直ちにすることについては、当該**社会福祉施設**等の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態等から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。

(4) 初期消火

① 模擬初期消火は、消火器を用いても、屋内消火栓を用いても差し支えないものとする。

② 消火器を用いる場合は、消火器を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15秒間維持する。

③ 屋内消火栓を用いる場合は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30秒間維持する。消火開始までの操作は、原則として2人以上で実施すること（注13）とする。なお、この行動を選択した場合は、限界時間が1分間延長される。

（注13）屋内消火栓が1人で操作できるものである場合又は操作者が屋内消火栓を1人で操作することができると消防機関が特に認めた場合は、1人で操作してもよいものとする。

(5) 区画の形成

① 出火室の戸は、出火室の避難及び初期消火行動終了後直ちに閉鎖する。

② 出火区画内においては、出火区画内の各室の戸をできるだけ早い時期に閉鎖すること。

③ 出火区画及び隣接区画を構成する防火戸は、温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、それぞれ出火区画及び隣接区画の避難等を考慮し

てできる限り早く手動で閉鎖する。

④ 隣接区画において、就寢室からバルコニー等に避難させる場合にあつては、各就寢室の戸を閉鎖することとし、その他の場合にあつては、各就寢室の戸を閉鎖するかどうかは、避難方法、戸の性能等の実態により、それぞれ判断するものとする。

⑤ 出火区画及び隣接区画を形成する防火戸以外の防火戸で竪穴区画または水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸にあつては、閉鎖障害がないことを予め確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあつては、手動で閉鎖する。

(6) 情報伝達及び避難等（注14）

① 非常放送設備が設けられている場合は、非常放送を行う。また、非常放送設備が設けられていなくても、業務用放送設備、その他の伝達手段を有する場合には、それを活用するものとする。

放送文例は、概ね次のとおりとし（当該**社会福祉施設**等の独自の文例がある場合はそれによることとする。）、3回繰り返すものとする。

「ただ今、〇〇階〇〇で、火災が発生しました。入所者等は、至急〇〇へ避難して下さい。なお避難の際は、各室の出入り口の戸を閉めて下さい。（繰り返します。）」

② 情報伝達及び避難等は、出火区画、隣接区画、その他の区画と火点に近い区画から順に行うこととし、その具体的方法は次による。この場合、原則として入所者等のすべてを避難させるものとするが、全員が訓練又は検証に参加できないときは、自力避難困難者についてはできる限り職員等の他の健常者が代わりになり、その他は参加可能な者の範囲で参加させることとする。

ア 避難等は、入所者等の避難能力等に応じて、概ね次による。

（ア）自力避難ができるもの……大声で「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と叫ぶ等施設及び入所者等の実態に応じ、確実に伝達できる方法により避難誘導を行う。

（イ）自力避難が困難なもの……腕で支える、車椅子、車付きベッド、背負い等、施設及び入所者等の実態に応じた方法により避難させる。

イ 出火区画内の入所者等は、出火区画以外の場所へ避難させる。

ウ 隣接区画内の入所者等は、出火区画又は隣接区画以外の場所に避難させる。

エ イ及びウが終了した後、順次入所者等を地上、屋上、バルコニー等安全な場所へと避難させる。

（注14）対象となる施設によっては、入所者等が運動能力の低下の他に、視覚・聴覚の障害あるいは精神病・痴呆等による状況判断能力の低下等種々の特別な条件を有している場合があり、当該施設の実態に応じ実効性のある方法で柔軟に対応を行う必要がある。

(7) 消防隊への情報提供

① 消防隊員に対し概ね次の内容を提供する。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

・出火場所 「〇階の〇〇〇」

・入所者等の状況 「〇階に自力避難困難者〇〇名、自力避難可能者〇〇名、〇階に自力避難困難者〇〇名、自力避難可能者〇〇名がいます。」

・避難の状況 「〇階の入所者は、〇〇〇へ一時避難しています。」

(8) 近隣事業所等の応援

① 近隣事業所等の応援者に、電話等により連絡をする。ただし、非常通報装置が設置されている施設で、関係者に二次通報が行われるものはその必要はない。

② 近隣事業所等の応援者は、消防隊が救出した入所者等や自力で避難階まで避難してきた入所者等を救護所へ誘導・搬送するとともに、応急救護措置等を行う。

7 検証及び指導の方法

(1) 検証

個々の**社会福祉施設**等の通常の夜間の勤務体制において、自火報発報以後の対応を6のとおり行った結果、自火報発報から、出火区画での対応事項完了（注15）までに要した時間を R_{tf} 、隣接区画での対応事項完了（注16）までに要した時間を、出火区画と同一階の隣接区画にあつては R_{tn} 、出火区画の上階にある隣接区画にあつては R_{tu} とした場合

$$R_{tf} \leq T_f \text{、} R_{tn} \leq T_n \text{ かつ } R_{tu} \leq T_u$$

であること（出火区画、隣接区画それぞれの対応事項完了までに要した時間がすべて出火区画、隣接区画それぞれ

れの限界時間内に収まること。)を確認する。

(注15) 出火区画での対応事項完了とは、6の対応事項のうち、(1)から(4)並びに(5)及び(6)のうち出火区画に係る部分の完了をいう。

(注16) 隣接区画での対応事項完了とは、6の対応事項のうち、(1)から(4)並びに(5)及び(6)のうち出火区画及び隣接区画に係る部分の完了をいう。

なお、入所者等全員が訓練に参加できなかった場合の R_{tf} 、 R_{tn} 及び R_{tu} については、6(6)情報伝達及び避難等の実施の際に、実際に避難等に要した時間かわりに、資料の「避難等の推定所要時間計算要領」を用いて R_{tf} 、 R_{tn} 及び R_{tu} を算出するものとする。

(2) 指導

$R_{tf} > T_f$ 、 $R_{tn} > T_n$ 又は $R_{tu} > T_u$ であった(出火区画、隣接区画それぞれの対応事項完了までに要した時間が一つでも出火区画、隣接区画それぞれの限界時間を超える場合。) **社会福祉施設等**について指導を行う場合の指導要領は、別紙の内容が考えられる。

別紙

対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の指導要領

この要領は「**社会福祉施設**及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による検証の結果、出火区画及び隣接区画の限界時間内に所要の対応事項が完了できなかった場合の関係者に対する指導要領として検討したものである。

1 検証時の問題点の指摘

実地検証の際に問題と考えられた状況について説明するとともに、設備、建物の構造等施設の防火上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

2 改善策の案の検討

1で挙げた検証時の問題点、限界時間の超過等を勘案して、以下の項目の中から該当する改善内容を示し、それらの中から施設側の状況、隊員、入所者等、防火管理体制、建物の構造、経済性等諸般の事情によって現実可能な改善策を検討するよう指導する。また、これ以外にも施設独自の改善策も考えられるので、指導マニュアルの考え方を十分に理解してもらったうえ、それぞれの創意工夫を引き出すことが望ましい。

<対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の改善策>

(1) 行動の迅速化

訓練を行うことで隊員の知識、設備操作能力の向上、役割分担の工夫等を行い対応事項に係る時間の短縮を図るもので、対策としては最も基本的であり、特にこれまで十分に訓練を行っていない場合は、大幅な改善が望める対策である。

検証時の各隊員の動作、隊員相互の連携等を観察して改良の余地があると思われることを説明する。

ア 訓練等により隊員の行動の迅速化を図る

イ 隊員間の連携を図る

ウ 消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の操作・取扱いの習熟を図る

エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る

(2) 防火管理体制の変更

隊員の配置、入所者等の配置の工夫等により対応事項に係る時間の短縮を図るものであり、人的な対応が比較的容易な場合や(1)では対応しきれない管理体制上の問題がある場合に有効である。

検証時の各隊員の動作、建物内の諸施設の配置、入所者等の配置・運動能力等を調べ、工夫の余地があると思われることを説明する。

ア 初期消火作業で屋内消火栓を用いる

イ 隊員の資質を考慮し組み合わせ及び役割分担について最適化を図る

ウ 自力避難困難者や受信機に近接した所に隊員仮眠待機場所を設定する

エ 隊員の行動の無駄を排除し効率的にする(目的地までの経路、重複する行為等を指す)

オ 出火区画と隣接区画の隊員配分を適切にする(出火区画と隣接区画の限界時間の余裕時間を考慮して行う)

- カ 指揮系統等組織体制を整備する
- キ 自力避難困難者は避難容易な場所に変更する
- ク 特定の区画内の避難負担を少なくするために、自力避難困難者を同一区画内に集中させないようにする
- ケ 職員宿舎からの応援体制の整備、近隣との応援体制の整備、宿直の人員検討等により隊員配分を適切にする。

(3) 設備等の強化

消防用設備等の防災設備の設置、入所者等に適した搬送機材の導入等により限界時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図る。(1)、(2)の対応によるだけでは対応事項を限界時間内に完了することが出来ない場合、又は、(2)の対応事項の変更上必要な場合に有効である。

検証時の隊員・入所者等の行動、設備の設置状況、搬送機材の状況等を勘案し、効率的な改善となるように留意すること。

- ア 非常通報装置を設置する
- イ 自動火災報知設備と非常通報装置を連動させる
- ウ 自動火災報知設備の警戒区域を小さくする
- エ 無線機、館内非常電話等を設置する
- オ 応援要請装置を設置する
- カ 非常放送及び119番通報を全ての階からできるようにする
- キ 非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各室内に設置する
- ク 副受信機を仮眠場所等に設置する
- ケ 避難器具を設置する（行き止まりバルコニー等に滑り台等を設ける）
- コ 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する
- サ スプリンクラー設備を設置する
- シ 一人で操作できる2号消火栓を設置する
- ス 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行う
- セ 排煙設備を適切に稼働させる（消防機関が、関係者から排煙設備を適切に稼働できるか方法及び時期等を確認したうえ、位置、構造等を勘案し限界時間の延長（スプリンクラー設備設置の場合2分程度、スプリンクラー設備設置でない場合1分程度）について考慮すること）
- ソ エレベーターを改良する（非常用エレベーターを改造するか、停電時最寄り階停止装置付とする）

(4) 建物等の強化

内装の不燃化、防火区画の設置等により、限界時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図るものであり、本対策の中では高度なレベルでの対策であり、効果はきわめて大きい。

建物構造、施設等の日常業務との関係を勘案し効率的な改善となるよう留意すること。

- ア 全寝具類に防災製品を使用する
- イ 建物の内装の不燃化を図る
- ウ 別棟区画する
- エ 階段室を堅穴区画する
- オ 耐火建築物において、各階を耐火構造の壁（両面を防火構造とした壁でもよいものとする）及び甲種防火戸及び乙種防火戸による区画により細分化する
- カ 区画形成の防火戸を煙感知器連動とする
- キ 戸区画、不燃区画を形成するよう出入口、開口部を変更する
- ク 戸区画、不燃区画のドアを自動閉鎖式にする
- ケ 一次避難場所や避難経路のスペースを拡げる
- コ 安全な避難路を有するバルコニーを設置する
- サ 屋外階段を増設する
- シ 搬送・歩行の障害となる段差をなくす
- ス 既存ドア等のカギの解錠が容易に出来るようにする（電気錠による一斉開錠や鍵を統一してマスターキーで開錠できるようにする）

3 改善策の実施及び再検証

2で検討した改善策を関係者と十分に協議して実効性のある計画を策定し実施する。この際、ソフト面での改善策については比較的早期に実施できるが、設備・建築の構造等については、費用及び時間が掛かることに十分留意して指導を行う。

改修目標期日以降において、再検証を実施し、限界時間内に対応事項が完了することを確認することとなるが、限界時間内に収まらない場合は、再度検討等を行う。

資料

避難等の推定所要時間計算要領

① 各区画に時間測定者を配置し、当該区画における自力避難困難者、自力避難可能者の避難開始時間及び避難完了時間をそれぞれ測定する。

② 各区画の避難等の推定所要時間(E)は、次の E_1 又は E_2 のいずれか長い時間とする。

E_1 ; 各区画の入所者等の避難開始から自力避難可能者の各区画外への避難完了までの推定所要時間

E_2 ; 各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の各区画外への避難完了までの推定所要時間

なお、同一階の隣接区画が2以上存する場合は、それぞれ推計した値のうち最も所要時間の長いものとする。

ア E_1 の推定時間は、原則として各区画の自力避難可能者の①による測定時間とする。

この場合において、出火区画又は上階隣接区画の入所者等のうち同一階の隣接区画を經由して避難するものは、同一階の隣接区画に存する間は、同一階の隣接区画の自力避難可能者とみなすこと。

また、歩行速度の速い者、区画外へ避難しやすい位置の者のみが参加することのないよう配慮すること。

イ E_2 の推定所要時間は、次のとおりとする。

$$E_2 = C \cdot E_2' + D$$

C ; 各区画の自力避難困難者数とそのうち訓練に参加した者の数の比

E_2' ; 各区画の自力避難困難者の①による測定時間

D ; 各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の避難開始までの推定時間

Dの算定は、次のとおりとする。ここで、 D' は各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の避難開始までの①による測定時間とし、 f 、 n 、 u は、それぞれ出火区画、同一階の隣接区画、上階隣接区画の値を示すこととする。

・自力避難困難者を出火区画から順次避難させる場合

$$\text{出火区画 } D_f = D_f'$$

$$\text{同一階の隣接区画 } D_n = (C_f - 1) E_{2f}' + D_n'$$

$$\text{上階隣接区画 } D_u = (C_f - 1) E_{2f}' + (C_n - 1) E_{2n}' + D_u'$$

・自力避難困難者を各区画一斉に避難させる場合

$$D = D'$$

・自力避難困難者を階ごとに順次避難させる場合

$$\text{出火区画及び上階隣接区画 } D = D'$$

$$\text{同一階の隣接区画 } D_n = (C_f - 1) E_{2f}' + D_n'$$

この場合において、出火区画又は上階隣接区画の入所者等のうち、同一階の隣接区画で一旦避難を停止する者又は停止すると計画される者については、同一階の隣接区画の入所者等でもあるとみなすこと。

また、Cの値は可能な範囲で小さく、かつ、各区画同様となるよう他の健常者等の活用を図ること。

③ R_{tf} 、 R_{tn} 、 R_{tu} の推定所要時間は、次のとおりとする。

$$R_t = V + E$$

R_t ; 各区画の推定所要時間

V ; ①により測定した各区画の入所者等の避難の開始時間

別添2

「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による消防機関の指導の際の実施要領

1 指導マニュアルの周知徹底

社会福祉施設及び病院の関係者に対して講習会等を開催し、指導マニュアルの内容の周知徹底を図ることとし、周知期間については平成元年度中を目途とすること。

また、管内の社会福祉施設及び病院の実情及び消防機関の実情を踏まえ、両者の協議により計画的に各社会福祉施設及び病院に出向し指導マニュアルに基づき指導を行う。

2 指導

指導にあたっては下記事項について留意すること。

- (1) 当該社会福祉施設及び病院の構造、内装、区画、消防用設備等の設置の有無等に基づき、出火区画、隣接区画の限界時間を関係者に示す。
- (2) 自力避難困難者の人数及び出火区画、隣接区画、建物の階層等の状況を勘案し、避難が最も困難と思われる出火場所を選定するが、施設によっては出火場所を複数想定し検証により確認することが必要である。
- (3) 検証は、夜間の火災を想定したものであるため、昼間に実施する際には、検証想定日の夜間の勤務体制で実施し、社会福祉施設及び病院の構造、区画、消防用設備等の状況を勘案して対応行動の内容をとらなければならないことを説明すること。
- (4) 対応行動の順序、応援体制、連絡・指示の方法の詳細については、当該社会福祉施設及び病院等の独自のマニュアルによることができるが、適切な防火管理体制であるためには、出火区画及び隣接区画の対応事項完了までに要する時間が、出火区画及び隣接区画の限界時間（ T_f 、 T_n 、 T_u ）を超えないものでなければならないことを説明すること。

3 検証

検証にあたっては下記事項に留意すること

- (1) 社会福祉施設及び病院においては、動かすこと等により支障のする者もいることから、検証にあたってこれらのことについて十分留意し計画するとともに、検証直前において確認を行うこと。
- (2) 適当な場所に消防職員等を配置し、出火区画及び隣接区画における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切であるか否かを確認すること。
- (3) 自力避難困難者の搬送にあつては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。
- (4) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。
なお、特に煙感知器連動の防火戸にあつては、避難の終了前に閉鎖することがあり得ることに十分留意すること。
- (5) 戸区画、不燃化区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況を検証時に確認すること。

4 検証後の指導

検証後の指導にあつては下記事項に留意すること

- (1) 検証により出火区画及び隣接区画の対応事項の完了までに要する時間が、出火区画及び隣接区画の限界時間内であった場合、検証の際の社会福祉施設及び病院の対応行動計画を元に、夜間における消防計画を作成させること。
- (2) 検証後は、一定期間ごとに指導マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、施設の事情変更があった場合についても訓練を行うよう指導すること。
- (3) 対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した場合は、指導マニュアルにしたがって当該社会福祉施設及び病院に適応した改善方法を指導するとともに、関係者に改善計画、改善目標期日等を提出させ計画的に改善がなされるよう指導すること。

なお、消防法施行令の一部改正（昭和62年10月2日政令第343号）の附則第2項によりスプリンクラー設備等については、平成8年3月31日までの間、なお、従前の例によるとされているので、この趣旨も踏まえ施設側の設備等の設置計画を十分尊重し、改善計画、期日等の指導を行うこと。

5 再検証

4(3)で示された改善目標期日以降において、再度検証を実施すること。

ただし、設備・建築構造等に係るものについては改修に時間が掛かることから、再検証までの間に必要に応じ指導マニュアルに基づく訓練を行うことが望ましい。

消防予第231号
平成19年6月13日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第66号）が平成19年6月13日に公布されました。

今回の改正は、認知症高齢者グループホーム等の自力避難が困難な方々が利用する施設について、防火安全対策の強化の観点から、これらの施設に係る消防用設備等の設置基準等の見直しを行うためのものです。

この改正により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもの（以下「小規模社会福祉施設」という。）について、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署が消防法施行令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので通知します。

なお、貴職におかれましては、下記の事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

次の1から4までに掲げる要件のいずれかに該当する小規模社会福祉施設については、令第12条の規定にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

- 1 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模社会福祉施設として、次の(1)から(3)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、(2)の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、新規のものについては、事業者が作成した事業計画等による入居者の見込み数により判断することとし、事業開始後に要保護者数が増加したものについては、その状態が継続的なものであることが認められたものについて、改めて(2)の要件に該当するか否かを判断するものとする。

- (1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

- (2) 夜間における介助者1人当たりの要保護者（当該施設に入所している老人（要介護3以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）をいう。以下同じ。）の数が、従業者等（夜勤職員、宿直職員、宿直ボランティア、住込みの管理者など当該施設において入所者とともに起居する者をいう。以下同じ。）にあつては4人以内、近隣協力者（当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当該施設と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助を行う者をいう。以下同じ。）にあつては3人以内となるよう、介助者の数が確保されているものであること。

この場合において、次のア及びイに掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、要保護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた介助者の数が確保されることで足りるものとする。

ア ユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であるものであること。

また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

- イ 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有しているものであること。
- (3) 近隣協力者は、次のアからウまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- なお、近隣協力者は、一の事業所、世帯等から複数名を確保して差し支えないものであること（例えば、グループホームの隣にグループホーム職員が居住している場合、当該職員の代替者としてその妻と長男を登録しても差し支えない。）。
- ア 居所から当該施設に2分以内で駆けつけることができるものであること。
- イ 居所には、当該施設の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置が備えられているものであること。
- ウ 近隣協力者本人の同意がある旨、火災発生時の活動範囲、夜間不在時における代替介助者の確保方策その他の必要な事項について、消防計画又は関連図書により明らかにされているものであること。
- 2 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設として、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- (1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。
- また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。
- (2) すべての居室において、地上又は一時避難場所（外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段等をいう。以下同じ。）への経路が、次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当することにより、構造上確保されているものであること。
- ア 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所に直接出ることができるものであること。
- イ どの居室から出火しても、火災室又は火災室に設けられた開口部（防火設備を除く。）に面する部分を通らずに、地上又は一時避難場所に至ることができるものであること。
- (3) 一時避難場所の位置及び構造は、外部からの救出を妨げるものでないこと（例えば、川や崖等に面していないものであること、建具や隣接建物等で進入経路がふさがれていないものであること。）。

- (4) 夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、当該夜勤者のほかに1(3)アからウまでに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者が1人以上確保されているものであること。
- 3 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- (1) 小規模社会福祉施設として用いられている部分部屋の床面積が一区画当たり100㎡以下であるものであること。
- また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。
- (2) 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。
- (3) 要保護者の数が一区画当たり4人以下であるものであること。
- また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。
- (4) 当該施設において従業者等が確保されているものであること。
- 4 上記1から3までに該当しない小規模社会福祉施設のうち、次により求めた避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。
- (1) 避難所要時間
- 「避難所要時間」は、要保護者の避難に要する時間であり、「避難開始時間」と「移動時間」の和により算定するものとする。
- ア 避難開始時間
- (ア) 「避難開始時間」は要保護者が避難行動を開始するまでに要する算定上の時間であり、その起点として自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。
- また、避難前の状況として、夜間において、要保護者は各居室、従業者等は勤務室、近隣協力者は通常の居所（自宅等をいう。）にいたることを想定するものとする。

- (イ) 避難開始時間の算定方法は、従業者等による火災確認や要保護者への呼びかけ等を勘案し、次のとおりとすること。

$$\text{避難開始時間} = \sqrt{\text{延べ面積}} / 30 \quad (\text{分})$$

イ 移動時間

- (ア) 「移動時間」は要保護者の移動に要する算定上の時間であり、移動経路としては、それぞれの居室から、想定される避難の時点において避難限界時間に達していない部分を経由し、最終的に地上に至る最短の経路をとることを想定するものとする。

この場合において、避難経路及び介助者の進入経路として、火災室を経由するものは原則として認められないものであること。

- (イ) 要保護者は、介助なしでの避難はできないものとして想定するものとする。

また、要保護者 1 人につき介助者 1 人の介助形態を原則とするが、手つなぎで歩行誘導すれば円滑に避難できる場合には要保護者 2 人につき介助者 1 人、ストレッチャーを用いて介助を行う場合には要保護者 1 人につき介助者 2 人の介助形態として算定上取り扱うものとする。

- (ウ) 介助者には、従業者等のほか、1 (3)イ及びウに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者を含むものとする。

- (エ) 移動時間の算定方法は、介助者が要保護者の居室に到着するまでの時間、介助準備時間、要保護者の介助付き移動時間を勘案し、次のとおりとすること。

$$\text{移動時間} = T_1 + T_2 + T_3$$

$$T_1 = \left\{ \sum_i^{N_e} (L_i / V_h) \right\} / N_h$$

$$T_2 = (T_{rw} \cdot N_{ew} + T_{rs} \cdot N_{es}) / N_h$$

$$T_3 = \left\{ \sum_i^{N_e} (L_i / V_e) \right\} / N_h$$

T_1 : 介助者の施設内駆けつけ時間 (分)

T_2 : 介助準備時間 (分)

T_3 : 要保護者の介助付き移動時間 (分)

L_i : 要保護者 i に係る避難経路上の移動距離

- 居室から地上までの距離によることを原則とするが、直接地上に通ずる一時避難場所がある場合には、居室から当該場所までの距離により算定することができるものとする。

また、堅穴区画（建築基準法施行令第 112 条第 9 項）が形成されてい

る準耐火構造の防火対象物の場合には、出火階及びその直上階の範囲において、上記の例により地上又は出火階の下階に至ることができることを確認することで足りるものとする。

- 要保護者 i について、(イ)後段を適用し、他の要保護者とともにつなぎで歩行誘導する場合には当該 L_i を算定上 0.5 倍読み、ストレッチャーを用いて介助を行う場合には当該 L_i を算定上 2 倍読みとするものとする。

V_h : 介助者の移動速度 = $2 v$

$$v = \begin{cases} \text{階段・上り} & 27 \text{ m} / \text{分} \\ & \text{下り} & 36 \text{ m} / \text{分} \\ \text{階段以外} & 60 \text{ m} / \text{分} \end{cases}$$

V_e : 要保護者の移動速度

$$V_e = \begin{cases} 0.5 v & (\text{要保護者 } i \text{ を手つなぎ、腕組み、背負う等により介助する場合)} \\ 1.5 v & (\text{要保護者 } i \text{ を車椅子、ストレッチャー等の介助用具を用いて介助する場合。ただし、階段は不可}) \end{cases}$$

N_h : 介助者の数 = N_w (夜間の従業者等の数) + N_c (算定上の近隣協力者数)

$$N_c = N_w \cdot n (1 - p) / (N_w + pn)$$

n : 介助に来る近隣者の数

p : 近隣者の施設までの駆けつけ時間 / 近隣協力者なしの移動時間 (< 1)

N_e : 要保護者の数

うち車椅子による介助対象 : N_{ew} 、ストレッチャーによる介助対象 : N_{es}

T_r : 介助用具を用いる場合に、要保護者の乗換え等の準備に要する時間

車椅子 $T_{rw} = 30$ 秒、ストレッチャー $T_{rs} = 60$ 秒

ウ 上記算定方法によることが適当でない場合には、避難訓練において実際に測定した所要時間を用いることができるものとする。

(2) 避難限界時間

「避難限界時間」は、火災により各居室や避難経路が危険な状況となるまでの時間であり、「基準時間」と「延長時間」の和により算定するものとする。

ア 基準時間

(ア) 「基準時間」は火災室が盛期火災に至る算定上の時間であり、小

規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小さく、防火上の構造や区画の一般的な状況等から、火災室の燃焼拡大に伴い、全体が急激に危険な状態となることを考慮し、その起点として自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

- (イ) 火災室は、階段・廊下については、火気・可燃物の管理を前提として、火災の発生のおそれの少ないものとして取り扱うものとし、居室のみを想定するものとする。
- (ウ) 基準時間の算定方法は、火災初期における着火及び拡大のしやすさを勘案し、各火災室の状況等に応じて次表のとおりとするものとする。

算定項目		基準時間	
共通		2分	
加 算 条 件	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ	不燃材料	3分
		準不燃材料	2分
		難燃材料	1分
	寝具・布張り家具の防火性能の確保		1分
	初期消火（屋内消火栓設備によるもの）		1分

イ 延長時間

「延長時間」は盛期火災に至った火災室からの煙・熱の影響によって、他の居室や避難経路が危険な状況となるまでの算定上の時間であり、その算定方法は各居室や避難経路の状況に応じて次表のとおりとする。

算定項目		延長時間
火災室からの 区画の形成	防火区画	3分
	不燃化区画* ¹	2分
	上記以外の区画* ²	1分
当該室等の床面積×(床面から天井までの高さ－1.8m)≥ 200m ³		1分

- * 1 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおりとする。
- 壁・天井：室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でされているものであること。
 - 開口部：防火設備又は不燃材料若しくは準不燃材料で作られた戸を設けたものであること。

*2 襖、障子等による仕切りは区画に含まれないものであること。

ウ 上記ア及びイにかかわらず、排煙設備が設置されている場合等については、建築基準法令の例等によることができるものとする。

(3) 判断方法

ア 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。

イ 火災室からの避難については、当該基準時間内に当該区画外へ退出することができるものであること。

(注1) この特例の適用対象となるか否かを判断するに当たり、新規のものを含む小規模社会福祉施設の構造等や人員の状況について確認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認するものとする。

(注2) この特例の適用を含む社会福祉施設における防火管理に関する指導に当たっては、施設の関係者の意見も踏まえながら、これらの社会福祉施設（特に、認知症高齢者グループホーム等の家庭的な環境を重視してケアを行っている施設）の意義、ケアの趣旨・目的等を十分に尊重した指導内容となるよう留意すること。

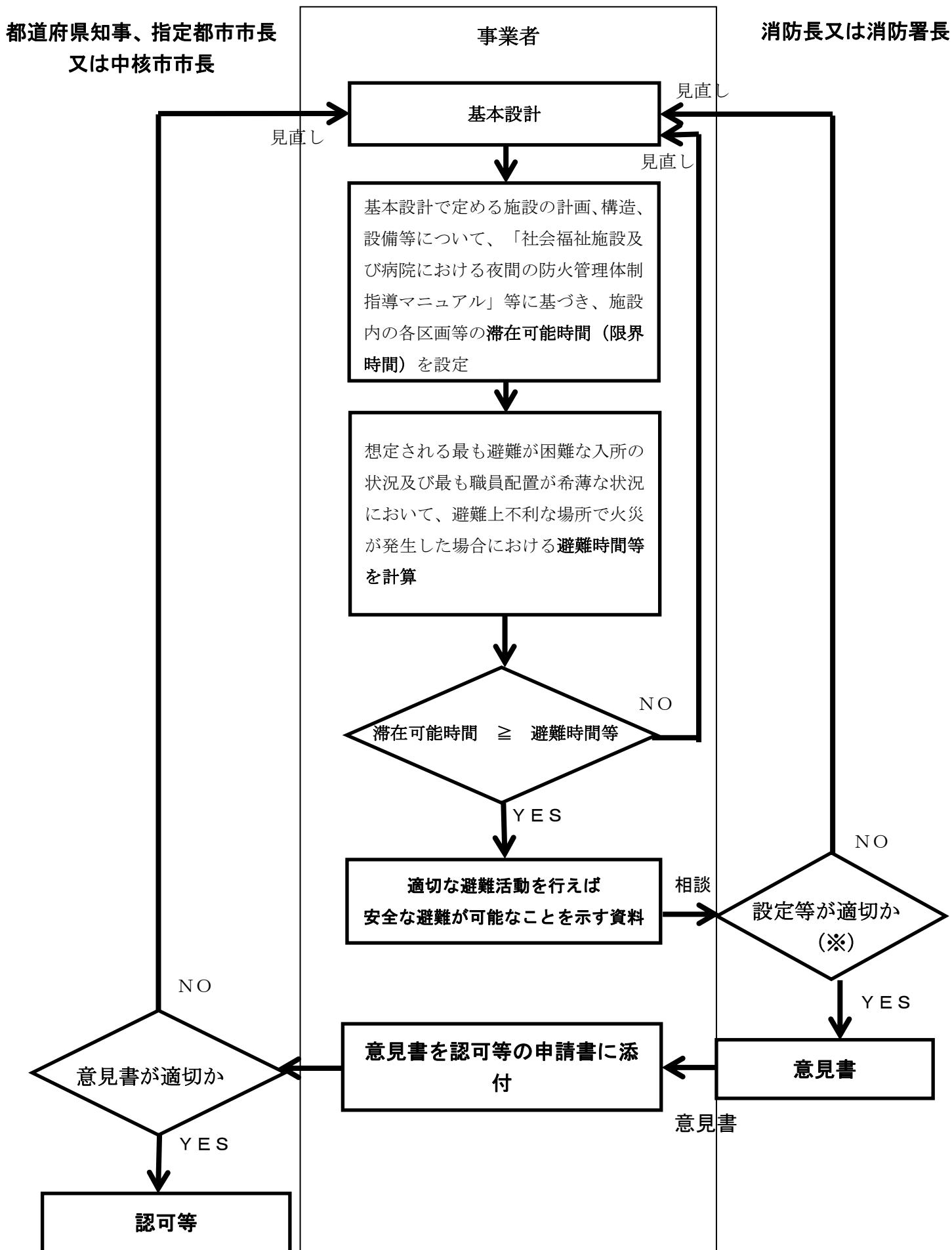
消防庁予防課

担当 : 宮路、大槻

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : t2.miyaji@soumu.go.jp



※消防長又は消防署長は、相談の状況に応じ、都道府県知事等に情報提供を行う。